東彼杵町地域防災計画書

令和７年６月修正

東彼杵町防災会議

用　　語

この計画の用語の意義は次のとおりである。

１．基　本　法	災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）
２．救　助　法	災害救助法　　（昭和２２年法律第１１８号）
３．県防災計画	長崎県地域防災計画
４．防 災 計 画	東彼杵町地域防災計画
５．県　本　部	長崎県災害対策本部
６．県地方本部	長崎県災害対策県北地方本部
７．町　本　部	東彼杵町災害対策本部
８．水 防 計 画	長崎県水防計画

目　　次

第１章　総　　則
第１節　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第２節　地勢と災害の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・　５

第２章　災害予防計画
第１節　防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
第２節　防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
第３節　消防団の育成・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
第４節　自主防災組織の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
第５節　防災施設及び備蓄物資の整備計画・・・・・・・・・・・・　１９
第６節　災害危険区域予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
第７節　火災予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
第８節　危険物等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
第９節　業務継続計画（ＢＣＰ）策定計画・・・・・・・・・・・・　２７
第 10 節　応急救助等における防災体制の整備・・・・・・・・・・・　２８
第 11 節　防災体制の課題への備え・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

第３章　災害応急対策計画
第１節　組織計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
第２節　動員計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
第３節　通信施設利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
第４節　防災気象情報の伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
第５節　災害情報収集及び被害報告取扱計画・・・・・・・・・・・　５４
第６節　災害広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１
第７節　避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
第８節　食料供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８
第９節　衣料品及び生活必需品供給計画・・・・・・・・・・・・・　８９
第 10 節　給水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０
第 11 節　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理計画・・・・・　９１
第 12 節　医療及び助産計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
第 13 節　防疫計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９５
第 14 節　災害廃棄物処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９７
第 15 節　在港船舶対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９９

第 16 節　障害物除去計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００
第 17 節　輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１
第 18 節　文教応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４
第 19 節　死体捜索及び収容埋葬計画・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
第 20 節　水防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８
第 21 節　消防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３
第 22 節　公安警備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８
第 23 節　自衛隊災害派遣要請計画・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８
第 24 節　民間団体要請計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２２
第 25 節　義援金品募集配分計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２３

第４章　災害復旧計画
第１節　公共土木施設災害復旧事業計画・・・・・・・・・・・・・１２４
第２節　農林水産業施設災害復旧事業計画・・・・・・・・・・・・１２５
第３節　住宅災害復旧事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５
第４節　文教施設災害復旧事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・１２５
第５節　社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画・・・・・１２５
第６節　上水道・下水道災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・１２６
第７節　災害応急融資計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２６
第８節　生業資金の確保に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・１２７
第９節　住宅災害の復旧対策に関する計画・・・・・・・・・・・・１３０

第５章　原子力災害予防計画
第１節　情報取集及び連絡体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・１３２
第２節　緊急時モニタリング計画・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２
第３節　広域防災体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２
第４節　避難収容活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２

第６章　原子力災害応急対策計画
第１節　支援活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４
第２節　緊急時モニタリング活動計画・・・・・・・・・・・・・・・１３５
第３節　医療活動等計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３５
第４節　飲料水、飲食物の摂取制限計画・・・・・・・・・・・・・１３５
第５節　住民等への的確な情報伝達活動計画・・・・・・・・・・１３６
第６節　文教対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６

第７章　災害復旧対策計画
第１節　　風評被害等の影響の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６
第２節　　心身の健康相談活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６
第３節　　放射性物質による汚染の除去等・・・・・・・・・・・・・１３６

第８章　複合災害対策計画
第１節　　活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７
第２節　　住民への情報提供、相談体制計画・・・・・・・・・・・１３７
第３節　　避難等計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７
第４節　　防災設備・器材の損壊時の対応・・・・・・・・・・・・１３７

第１章　　総　　則

第１節　　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、東彼杵町の地域にかかる災害対策に関して、次の事項について総合的かつ計画的な防災の推進を図り、防災の万全を期するものとする。

１．本町地域の地勢と災害記録及びその特性並びに防災に関し、本町及び防災関係機関その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱

２．災害危険地域の調査把握、防災教育及び訓練、防災組織の整備、防災施設及び物資等の整備並びに各種災害の予防計画

３．防災に関する組織、動員、災害情報等の収集及び伝達、注意報・警報又は気象情報の発令及び伝達、避難、消防、水防、救助、防疫その他の災害応急対策計画

４．災害復旧に関する計画

５．その他必要な計画

第２節　　地勢と災害の記録

１．地　勢

本町は、長崎県のほぼ中央部で東彼杵郡の東端に位置し、東西に長く１４．２㎞、南北に９．２㎞の長方形をなし、東南は大村市、西北は川棚町、南西は大村湾に臨み、東北は佐賀県境に接し、大村湾沿岸より北に急傾斜をなし、県境多良山系に至る総面積７４．２９ｋ㎡で耕地２２．０％、宅地１．５％、山林原野５９．９％、道路、河川、その他となっている。

地勢は南西を大村湾に臨み、海岸線平坦部から北に向かって急傾斜をなし、８渓谷の多良山系に扇状の起伏が見られるとともに、大小１０条余の河川が大村湾に注ぐ複雑な地勢をなしている。

２．気　候

本町の平年の年平均気温は１７℃内外で、比較的温暖で寒冷の差も少なく、年間降水量 1,500 ㍉前後である。６～７月の梅雨の時期、梅雨前線がしばしば活性化し、大雨または集中豪雨が、８～９月にかけて台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨に見舞われることがある。また、冬期における降雪量は少なく、積雪は 10 ㎝を越えることはほとんどない。

３．災害の記録

（１）昭和３７年７月８日　雨量 300 ㎜　台風１７号

区分	種　別	数　量
人	負　傷	３人
住家	全　壊	９戸
	半　壊	７〃
	破　損	６〃
	床上浸水	２８６〃
	床下浸水	７００〃
非住家	全　壊	６〃
	半　壊	８〃
	破　損	４〃
宅地崩壊		３６ヵ所
公共土木	地すべり	１２０〃
	がけ崩れ	３７８〃
	道路決壊埋没	３７〃
	護岸堤防決壊	９０〃
	橋梁流失	１２〃

区分	種　別	数　量
施設	橋梁決壊	２ヵ所
	港湾漁港決壊	６〃
農林水産施設	水田流失埋没	９９．５ ha
	畑　〃	２６．５〃
	耕地冠水	５３８．３〃
	溜池決壊	６ヵ所
	水路	１９５〃
	頭首工	９５〃
	農地	５６〃
	農道	２２〃
	農道橋流失	１０〃
	〃　決壊	２〃
	林道	１〃
有線放送		５〃
被害金額		１，５５４，１３３千円

（２）昭和４５年８月１４日　雨量 187 ㎜（63 ㎜／時間）台風９号

区分	種　別	数　量	区分	種　別	数　量
人	負　　傷	３人	施設	文　教　施　設	２ヵ所
住家	全　　壊	１戸		港　湾　漁　港	３　〃
	半　　壊	６〃	農林水産施設	水田流失埋没	３ ha
	破　　損	１１９〃		耕　地　冠　水	２０　〃
	床　上　浸　水	３１〃		山　林　崩　壊	１０ヵ所
	床　下　浸　水	１０７〃		農　　地	９９　〃
非住家	全　　壊	６〃		農業用施設	２２４　〃
	半　　壊	９〃		林道用施設	５　〃
	破　　損	５３〃			
公共土木	地　す　べ　り	１０ヵ所	被　害　金　額		６３８，１４０千円
	が　け　崩　れ	２７８　〃			
	道　　路	２９　〃			
	河　　川	２６　〃			
	橋　　梁	３　〃			

（３）昭和５１年９月１３日　雨量 302 ㎜（125 ㎜／時間）台風１７号

区分	種　別	数　量	区分	種　別	数　量
住家	半　　壊	１戸	施設	文　教　施　設	５ヵ所
	破　　損	２５〃		水　道　施　設	４　〃
	床　上　浸　水	７６〃		港　湾　施　設	４　〃
	床　下　浸　水	２２２〃	農林水産施設	耕　地　冠　水	３０ ha
非住家	全　　壊	３〃		農　　地	６８２ヵ所
	破　　損	３２〃		施　　設	４７８　〃
				林　　道	５　〃
宅地崩壊		３ヵ所	有　線　放　送		１２　〃
公共土木	地　す　べ　り	２　〃			
	が　け　崩　れ	１２５　〃			
	道　　路	１７１　〃	被　害　金　額		２，６９５，０５７千円
	河　　川	１５４　〃			
	橋　　梁	６　〃			

（４）昭和５７年７月２３日　雨量 222 ㎜（60 ㎜／時間）集中豪雨

区分	種　別	数　量	区分	種　別	数　量
住家	半壊	２戸	農林水産施設	農地	18.31 ha ３９９ヵ所
	床下浸水	２５〃		水路	１４２〃
非住家	破損	２〃		道路	７３〃
				溜池	１〃
				頭首工	６〃
				橋梁	２〃
				農地保全	３８〃
				河川	３〃
			合計		６３１〃
			被害金額		５０９，０００千円

（５）平成２年７月２日　雨量 212.5 ㎜（49.5 ㎜／時間）集中豪雨

区分	種　別	数　量	区分	種　別	数　量
人	負傷	１人	農林水産施設	水田流失埋没	７．８５ ha
住家	全壊	１戸		農地	１３０ヵ所
	床上浸水	２５〃		農業用施設	６０〃
	床下浸水	７６〃		林道	１８〃
公共土木	がけ崩れ	３ヵ所	被害金額		１，１８３，４６０千円
	道路	１０〃			
	河川	７〃			

４．災害の特性

本町は地理的に台風常襲地帯にあり、６月～９月の間は例年台風に数回見舞われ、海岸線は毎年のように被災しており、更に地形的に平野が少なく、海岸線からただちに丘陵性の山地が海岸線に沿って縦走するため、谷が深く、そのための災害、とくに集中豪雨による河川氾濫のため水害を受ける度合いが極めて高い。

第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

１．指定地方行政機関

機　関　名	電話番号	所　　掌　　事　　務
九州管区警察局 （川棚警察署）	(0956) 82-3110	災害時における治安、交通、通信及び県警察相互応援要請に係る連絡調整など警察行政に関する調整
福岡財務支局 （長崎財務事務所）	(095) 827-7095	(1)地方公共団体に対する災害融資 (2)災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 (3)公共事業等被災施設の査定の立会 (4)国有財産の無償貸与等の措置
九州農政局	(095) 845-7121	(1)被害状況の把握・報告に関すること (2)応急用食料の調達・供給に関すること (3)一般食料の安定供給対策に関すること (4)農地・農業施設等の災害復旧事業に関すること (5)災害に強い国土と農業基盤の整備に関すること
長崎森林管理署	(0957) 41-6911	(1)国有林野等の森林治水事業等の防災管理 (2)災害応急用材の需給対策
九州運輸局 （長崎運輸支局）	(095) 822-0010	(1)災害時における陸上輸送の調査並びに指導 (2)災害時における自動車輸送事業者に対する運送命令 (3)災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
第七管区海上保安本部 （佐世保海上保安部）	(0956) 31-4842	災害時、海上における人命、財産の救助、その他救済を必要とする場合の救助並びに海上の治安警備
長崎地方気象台	(095) 811-4862	(1)気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う (2)気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う (3)気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4)地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・

		助言を行う (5)防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
九州総合通信局	(096) 326-7857	(1)非常通信体制の整備に関すること (2)非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること (3)災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出に関すること (4)災害時における電気通信の確保に関すること (5)非常通信の統制、管理に関すること (6)災害地域における電気通信設備の被害状況の把握に関すること
長崎労働局	(095) 801-0020	工事、事業場における労働災害の防止
九州地方整備局 (長崎河川国道事務所)	(095) 839-9211	(1)直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (2)直轄河川の水防に関すること (3)港湾海岸災害対策に関すること (4)高潮、津波、災害等予防に関する港湾海岸計画 (5)「大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施 (6)その他防災に関し九州地方整備局の所掌すべきこと

２．自衛隊

機関名	電話番号	所掌事務
陸上自衛隊第１６普通科連隊	52-2131	災害時における人命、財産の救援及び応急復旧活動の支援

３．県

機関名	電話番号	所掌事務
長崎県	(095) 824-1111	(1)県防災会議に関する事務 (2)防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3)水防その他の応急措置 (4)県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (5)被災者に対する救助及び救護措置 (6)災害時における保護衛生、文教、治安及び交通対策

		(7)その他県の所掌事務についての防災対策 (8)市町が処理する災害事務又は業務の実施についての救助及び調整 (9)災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等

４．町

機　関　名	電話番号	所　　掌　　事　　務
東　彼　杵　町	46-1111	(1)町防災会議に関する事務 (2)防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3)消防、水防その他の応急措置 (4)町地域内の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 (5)被災者に対する救助及び救済措置 (6)災害時における保護衛生、文教及び交通対策 (7)その他町の所掌事務についての防災対策 (8)町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (9)災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力等

５．指定公共機関

機　関　名	電話番号	所　　掌　　事　　務
九州旅客鉄道（株） （長崎支社）	(095) 827-4050	鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
西日本電信電話（株） （長崎支店）	(095) 893-8059	災害時における通信の確保
日本銀行 （長崎支店）	(095) 820-6110	災害時における金融機関の災害応急対策
日本赤十字社 （長崎県支部）	(095) 821-0680	(1)災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 (2)災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 (3)救援物資及び義援金品等の募集業務
日本放送協会 （長崎放送局）	(095) 821-1115	気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
西日本高速道路（株）九州支社 （長崎高速道路事務所）	(0957) 26-0014	有料道路及び施設の保全防災対策
日本通運株式会社 （長崎支店）	(095) 846-2111	災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保
九州電力送配電株式会社	(0800)	(1)電力施設の整備と防災管理

（大村営業所）	777-9422	(2)災害時における電力供給確保 (3)被災施設の応急対策と災害復旧
郵便局株式会社 （彼杵郵便局） （千綿郵便局）	46-0042 47-0800	(1)災害時における郵便業務の確保 (2)災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱資金の貸し出しに関すること

６．公共的団体

機関名	電話番号	所掌事務
東彼杵郡医師会	(0956) 82-5700	(1)災害時における医療、救護に関すること (2)救護所の設置に関すること
長崎川棚医療センター	(0956) 82-3121	(1)災害時における医療、救護に関すること (2)救護所の設置に関すること
東彼杵町社会福祉協議会	46-0619	(1)町が行う避難及び応急対策への支援に関すること (2)福祉避難所の設置・運営に関すること (3)被災者の保護及び救援物資の支援に関すること
東彼商工会 （東彼杵支所）	46-1700	(1)被災者への融資の斡旋に関すること (2)災害時における物資の需給調整に関すること
長崎県央農業協同組合 （東そのぎ支店）	46-0039	(1)被害状況調査及び応急対策の協力 (2)農作物の災害応急対策の指導 (3)被災農家に対する融資の斡旋 (4)農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋 (5)農作物の需要調整
東彼杵郡森林組合	(0956) 82-3525	災害応急用材の需給対策
十八親和銀行彼杵支店 ・東彼杵支店	47-0088	被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
医療施設の管理者		(1)避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること (2)災害時における病人、負傷者の治療及び収容に関すること (3)避難時における収容者の保護及び誘導に関すること
社会福祉施設の管理者		(1)避難設備等の整備及び避難訓練の実施に関すること (2)災害時における負傷者等の収容に関すること (3)避難時における収容者の保護及び誘導に関すること
学校施設の管理者		(1)避難設備等の整備及び避難訓練の実施に関すること (2)災害時における負傷者等の収容に関すること (3)避難時における収容者の保護及び誘導に関すること
区長会		(1)避難者の誘導及び避難所内の協力に関すること

彼杵・千綿婦人会		(2)被災者に対する炊き出し及び救助物資の配分等の協力に関すること (3)その他被災状況調査等の協力に関すること

7．住民

所　　掌　　事　　務
(1)自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う (2)防災訓練及び研修に積極的に参加し、地震や台風時の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時にとるべき行動に関する知識の習得に努める (3)生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める (4)避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく (5)建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める (6)家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める (7)被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める (8)災害発生時に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める (9)高齢者、障害者等で避難に支援が必要となる者は、自主防災組織等に避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める (10)自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める (11)災害が発生し、または発生の恐れがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が発令する避難指示等を発したときは速やかにこれに応じて行動する (12)避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する

第２章　　災害予防計画

第１節　　防災知識普及計画

この計画は、防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めることを目的とする。

１．防災知識の普及は、災害予防又は災害応急措置の実施の任にある機関が、それぞれ普及を要する要項について行うものとする。

２．防災知識の普及は次の方法で行うものとする。
（１）広報紙、広報資料（パンフレットの配布、ポスターの掲示等）
（２）広報車による巡回
（３）防災ビデオ・スライド等
（４）防災情報提供システム
（５）防災訓練の実施
（６）自主防災組織による広報活動
（７）学校教育、社会教育の機会を利用しての普及
（８）その他講習会等

３．普及にあたっては徹底を図る必要のある事項を重点に普及するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。
（１）防災気象知識及び危険物に関する知識
（２）東彼杵町地域防災計画の概要
（３）災害予防措置
ア　火災予防の心得
イ　台風襲来時の家屋の保全方法
ウ　雨期の備え
エ　地震・津波の心得
オ　農作物の災害予防事前措置
カ　船舶等の避難措置
キ　その他
（４）災害応急措置
ア　災害対策の組織、編成、分掌事務
イ　災害の調査及び報告の要領、連絡方法

ウ　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等

エ　災害時の心得

（ア）災害情報の聴取ならびに聴取方法

（イ）停電時の照明

（ウ）非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の始末

（エ）屋根、雨戸等の補強

（オ）排水溝の整備

（カ）避難の方法、場所、時期の周知方法

（キ）火気の始末

（５）学校教育による防災知識の普及

町は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

（６）防災訓練の実施

町は、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、防災マップ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

（７）防災訓練の実施指導

町及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

（８）避難行動要支援者への配慮

防災知識の普及にあたっては、外国人、高齢者、障害者等避難行動要支援者にも配慮し、次の事項について実施に努める。

ア　外国語パンフレット等の作成、配布

イ　障害者、高齢者の日常生活用具の確保

ウ　避難支援等関係者の確保及び役割の確認

エ　防災訓練、避難訓練等の積極的な参加の呼びかけ

（９）その他災害の態様に応じてとるべき手段、方法等

４．普及の時期

防災知識の普及時期は、その内容によって最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第２節　　防災訓練計画

この計画は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより有事即応の態勢を確立することを目的とする。

１．訓練の種類

（１）総合防災訓練

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に推進するため、関係機関及び地域住民と共同して総合的な防災訓練を実施する。

（訓練項目）

ア　消防訓練
イ　通信訓練
ウ　水防工法訓練
エ　炊出し訓練
オ　避難訓練
カ　救出・救護訓練

（２）消防訓練

消防技術の錬磨及び習熱を図るため実施する。

（訓練項目）

ア　消防用機械器具操作訓練
イ　ポンプ操法訓練
ウ　非常招集訓練
エ　人命救助訓練
オ　飛火警戒訓練
カ　通信連絡訓練
キ　破壊消防訓練
ク　出動訓練
ケ　その他

（３）水防訓練

河川、溜池等の水防作業を迅速かつ的確に推進するため実施する。

（訓練項目）

ア　観測訓練
イ　通報訓練
ウ　動員訓練
エ　輸送訓練
オ　工法訓練
カ　桶門等の開閉操作訓練
キ　避難訓練
ク　その他

（４）非常通信訓練

通常業務の通信から、災害が発生した場合に、災害情報を最優先して通信できるよう、また有線途絶時の無線統制、通信内容の確実な伝達について訓練を実施する。

（５）避難訓練

・町長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を毎年１回以上実施するものとする。

・町教育委員会及び小・中学校長は、それぞれ避難計画に基づき、避難訓練を毎年１回以上実施するものとする。

・町長は、社会福祉施設、病院、旅館等の多数の者が利用する施設の管理者に対し、避難計画の樹立、訓練の実施について指導を行う。施設の管理者は、避難計画に基づき、適宜避難訓練を実施するものとする。

（６）図上訓練

災害の実態に即して、的確な判断のもとに指揮命令を迅速に推進するため実施する。

２．訓練実施要領

各訓練参加機関と協議して、あらかじめ訓練実施要領を策定するものとする。

第３節　　消防団の育成・強化

この計画は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として、複雑多岐にわたる防災活動において重要な役割を果たしている消防団が、近年、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題に直面しており、このような状況に対応した組織・運用の改善、自主防災組織との連携等の取り組みを推進することを目的とする。

１．消防団を中核とした地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年 12 月施行)」に基づき、住民の積極的な参加のもとに、地域防災力の充実強化を一層推進する。

（１）消防団の強化等

地域防災力の強化は、住民、自主防災組織、消防団、行政、防災関係機関等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取組むことが重要であるとの基本的認識に立ち、地域に密着し、災害が発生した場合に即時に対応可能な消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、町は、以下の取り組みを進め消防団の強化推進を図る。

ア　消防団への加入促進

団員の高齢化及び職種の多様化に鑑み、団員を確保するにあたっては、住民、行政も協力、援助するとともに、次世代を担う若者等に対して、理解と協力を要請する。

また、少子高齢化やサービス事業者の増大等の社会環境の変化を踏まえ、初動体制や後方支援を確保するために補助団員の加入促進や、予防消防に力を発揮する女性消防団員の加入促進により、組織の拡充を図るものとする。

イ　公務員の消防団入団の促進

公務員が消防団員として活動することは、地域防災の推進を図る上で地域住民から理解を得られやすくなるとともに、職員にとっても消防防災行政への一層の理解と公務員としての自覚促進につながるため、町は新規採用職員を中心とした若手職員への積極的な入団促進に努めるものとする。

ウ　事業者への協力要請

円滑な消防団活動を行うためには事業者の消防団活動に対する理解と

協力が必要不可欠となっていることから、町は事業者への積極的な働きかけを行うものとする。

エ　消防団協力事業所表示制度の推進

事業所の理解なしでは消防団活動が成り立たない現状において、事業者の消防団活動への理解と協力を得ることが重要であることから、町は消防団活動に協力的な事業所を顕彰するため消防団協力事業所表示制度の登録を推進するものとする。

オ　消防団員の処遇改善

地方公共団体の非常勤特別職である消防団員には地方自治法上報酬を支払うこととされており、その報酬及び手当等については、消防組織法により町消防団条例で規定されている。町は、近隣市町の状況を考慮の上、消防団員の処遇改善を図るものとする。

２．地域のおける防災体制の強化

（１）消防団と連携した地域リーダーの養成

大規模災害が発生した場合は、消防、自衛隊、警察等による救助活動のほか、自主防災組織等において、消防機関による初動対応が行われるまでの間、初期消火や要配慮者の避難誘導等の役割が期待されている。町は、これらの活動を円滑に行えるように、教育訓練を受けた消防団と連携して、日頃の防災教育、防災訓練に加え、地域の防災リーダー養成のための取り組みを推進する。

（２）自主防災組織等に対する資機材等の援助

町は、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動するために必要となる救助・救護用資機材、初期消火用資機材の整備に取り組むものとする。

第４節　　自主防災組織の整備計画

この計画は、自分達の地域は自分達で守るという共同の精神と連帯感に基づき、地域住民が自主的に防災活動を積極的に推進するため、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成するよう積極的に推進し、その育成強化を図ることを目的とする。

１．組　織

①各自治会の組織を活用し、防災担当役員を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

②本部組織として必要に応じて総括班、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等の編成とする。

２．活　動

自主防災組織の活動は次のとおりとする。

（１）平常時の活動

・防災に関する知識の普及
・家庭内の防災に関する話し合い
・地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
・地域における避難地、避難路、避難誘導方法及び最寄りの医療機関の確認
・防災資機材の備蓄、点検
・防災訓練の実施
・家屋の補強及びブロック塀等の転倒防止
・家の中の家具類及び落下倒壊危険物の対策
・飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄
・災害時要配慮者の把握
・その他必要な活動

（２）災害時の活動

・災害情報の収集、伝達
・飲料水、食料、燃料他非常持出品の準備
・避難誘導
・火災予防措置及び初期消火の実施
・救出及び救護
・給食及び給水
・その他災害時に必要な活動

（３）防災訓練の実施

・情報の収集及び伝達の訓練

・出火防止及び初期消火の訓練

・避難訓練

・救出及び救護訓練

・炊き出し訓練

（４）防災資機材の定期点検

町は、自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行うため、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うものとする。

（５）地域内の他組織との連携

各自主防災組織は、地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にして活動していくものとする。

（６）自主防災組織の活動拠点の整備

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図っていくとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

３．町の指導・助成

町は自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国の補助事業、助成制度等を有効に活用するとともに、自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。

（１）自主防災組織の組織化促進対策

町は、各地域内の組織化に向けて、年次計画を作成し、毎年目標達成に向けて、各地域内の組織化に積極的に取り組んでいくものとする。

（２）自主防災組織研修会

県が実施する地域防災組織の核となるリーダー及び市町職員等を対象とした研修会に積極的に参加するものとする。

４．事業所等の自主防災活動

事業所においては、自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

それぞれの事業所等の実情に応じて概ね次の自主防災活動を行うものとする。

①防災訓練

②従業員等の防災教育

③情報の収集、伝達体制の確立
④火災その他災害予防対策
⑤避難対策の確立
⑥応急救護等
⑦飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

また、事業所は豪雨や暴風など屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

５．災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

県、町は県・町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和４年３月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努める。

災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と町災害ボランティアセンター（町社会福祉協議会）との役割分担をあらかじめ定めておく。

第５節　　防災施設及び備蓄物資の整備計画

この計画は、災害発生の防止及び災害の拡大防止のため、通信施設並びに水防、消防等の防災施設の整備及び負傷者の救助を迅速に実施するためのものである。

１．通信施設整備計画

（１）防災情報提供システム・防災行政無線の整備

災害の発生が予想される異常気象の場合は、地域住民に対し速やかに気象状況及び避難誘導等の伝達を図るとともに、災害が発生した場合の情報収集及びその対策について、緊密な連絡がとれるよう防災情報提供システム及び防災行政無線の整備拡充を図る。

２．水防、消防及び救助施設等整備計画

（１）水防

水防器具資材は、長崎県水防計画に定めてある「資材備蓄基準」を参考に整備する。

また、資材確保のため近在の資材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備えるものとする。また、機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

○水防資器材等備蓄基準及び備蓄状況

管内の重要水防区域総延長　(m)	区域延長の１％　(m)	土のう袋備蓄基準　(枚)	備蓄数量　(枚)	備蓄率　(%)	鋼杭備蓄基準　(本)	備蓄数量　(本)	備蓄率　(%)
23,586	300	4,200	4,200	100%	1,200	200	16.7%

（２）消防

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらに、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発生直後の初期消火活動及び救助活動を円滑に進めるために、施設の耐震化にも努める。

（３）救助

救助は、町以外の関係各機関及び町内各病（医）院の援助を得て行う。

３．防災上重要な施設の整備計画

小学校・中学校、社会福祉施設その他不特定多数の者が利用する公的建物、避難施設等、防災上重要な施設については、改築・補強等により整備強化を推進する。

４．道の駅の防災拠点化

道路利用者や地域住民の避難場所として、また災害発生時の広域応援機関等の救助等活動拠点として、国土交通省と連携した重点道の駅「彼杵の荘」の各種防災機能の整備・強化を推進し、地域における防災拠点化を図る。

第６節　　災害危険区域予防計画

この計画は、洪水、高潮、津波、地すべり、山くずれ、その他の異常な現象により、災害の発生するおそれのある地域について災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するための必要な対策並びに事前措置を迅速的確に実施するために、あらかじめ調査を実施しその実態を把握するものである。

１．災害危険地域

町内の重要水防地域、地すべり、土石流、急傾斜等の危険地域は本計画書資料編に掲載のとおりである。

２．予防対策

全般的に気象に対する予報・警報に留意し、危険箇所の警戒監視を密に行い、その対策については次による。

（１）治山事業

ア　一般治山事業

イ　災害関連緊急治山等事業

ウ　林地崩壊防止事業

エ　地すべり等防止事業

（２）治水事業

ア　河川改修事業

イ　ダム建設事業

（３）砂防事業

（４）海岸保全施設整備事業（国土交通省河川局所管）

（５）海岸保全施設整備事業（国土交通省港湾局所管）

ア　高潮対策

イ　浸食対策

ウ　老朽化対策

エ　海岸環境整備事業

オ　公有地造成護岸等整備事業

（６）地すべり、山崩れ等災害予防対策

本町では、地すべり、山崩れが多発することが予想されるので、災害防止工事を適切に行い、隣接箇所での工事は災害予防に注意を払い、個人等の行う工事についても指導監督する。

（７）農地防災事業

ア　農地防災事業

イ　農地保全事業

ウ　農地海岸事業

（８）漁港海岸保全施設整備事業

ア　高潮対策事業

イ　浸食対策事業

ウ　老朽化対策事業

エ　補修事業

オ　海岸環境整備事業

カ　津波・高潮危機管理対策緊急事業

３．土砂災害対策

土石流対策、地すべり防止対策、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防災対策については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、町防災会議は、地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（１）警戒避難体制等の整備

ア　警戒区域、避難所等の周知

広報誌、ホームページ及びハザードマップ等により、警戒区域や避難所等に関する情報を警戒区域内及び警戒区域近傍に居住する町民に対し周知する。

イ　土砂災害に関する情報収集体制の整備

災害発生時に迅速に情報を収集するため、警戒区域等を管轄する消防団、自主防災組織との日頃の連携を強化し、必要な情報の入手要領・報告内容・要領等を明確にしておく。

ウ　警報等の伝達手段の確立

防災情報提供システムによる警報及び情報の伝達を行うとともに、警戒区域内及び警戒区域近傍に隣接する学校・福祉施設等については、電話・ＦＡＸによる警報伝達手段により情報が共有できるよう普段からの連携強化を図っておくものとする。

エ　指定された警戒区域ごとに地域の特性に応じて自主防災組織等と連携し、情報・警報等の伝達方法、避難・救助体制等に関する事項を定める。

（２）土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化

土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。

計画作成や訓練実施に当たっては、町及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、本計画書資料編に掲載のとおりである。

第７節　　火災予防計画

この計画は、火災の発生を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐため、おおむね次に掲げる事項について実施する。

１．火災予防運動

毎年春秋２回火災予防運動を実施し、広報紙、広報車、防災情報提供システム等による広報を行い一般住民の火災予防思想の普及に努める。

２．火災予防指導及び査察の強化

本町は、佐世保市に常備の消防事務を委託しており、佐世保市消防局による防火管理者講習会によって防火管理者の育成、消防計画の策定指導、消防用設備の維持管理等の指導を行っているが、今後とも指導を強化し、防火思想の普及徹底を図るとともに、火災を未然に防止し、もしくは火災の被害をより少なくするため、防火対象物の査察を定期的に実施する。

なお、防火対象物の新築、増築及び改築時や類似火災の続発、火災警報発表時等の場合には、臨時的に査察を実施するものとする。

また、佐世保市消防局東消防署及び消防団の協力を得て、自主防災組織における初期消火訓練等の活動強化を図る。

３．消防調査

火災が発生した場合に適切な活動ができるよう次の事項について定期的に調査を実施する。

（１）消防地理調査

地形、地物、道路、橋梁、河川、港湾、建物、火災報知機その他火災防御上注意を要する箇所

（２）消防水利調査

防火水槽、消火栓、貯水池、河川、海、プール等の消防用水利

４．消防力の強化

消防力の充実強化を図るため、次の事項について推進する。

（１）消防水利の確保及び設置

（２）消防車・消防ポンプの整備点検

（３）通信施設の整備

（４）消防団員に対する消防技術の育成指導

・消防学校への入校

・現地教養訓練

・その他の訓練

５．林野火災予防

山林、原野火災の予防のため消防体制の確立を図るとともに、次に掲げる事項を的確に指導、啓蒙し、火災を未然に防止するよう努めるものとする。

（１）火入れについての届出の励行

（２）火災警報、乾燥注意報あるいは強風注意報が発令されている場合等の火入れの禁止

（３）火入れ実施中において気象状況が急変した場合の応急処置

（４）入山者及び通行人の森林内における火の取扱方法

６．文化財火災予防

（１）火災予防措置

町は、次の措置を講じ、文化財火災予防の徹底を図るものとする。

ア　町教育委員会は、管内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして、火災予防の確立を期する。

イ　文化財の所有者、管理者に防火思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るよう推奨する。

ウ　文化財を保管する地域に居住する者に火気使用の制限を指導する。

（２）文化財の現況

ア　長崎県指定・無形民俗文化財

・坂本浮立（坂本郷）

・千綿の人形芝居（千綿宿郷）

イ　長崎県指定・有形文化財

・キリシタン墓碑（瀬戸郷）

ウ　長崎県指定・史跡

・彼杵の古墳（彼杵宿郷）

エ　東彼杵町指定・史跡

・安全寺跡（蔵本郷）

・川原悠々宅跡（瀬戸郷）

・２６聖人船出の地（彼杵宿郷）

・弁財天（坂本郷）

・釜ノ内乙名屋敷跡（坂本郷）

・旧大楠跡及び大楠の木（菅無田郷）

第８節　　危険物等災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品は、その貯蔵または取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり得るため、これらを取り扱う施設の関係者は、自主的な保安対策を講ずる必要があり、危険物災害の発生と被害の拡大を防止するために施設の関係者と協力しながら、災害の予防に努める。

１．応急対策等

災害を最小限にくいとめるよう下記事項について、関係者との連携を図る。

（１）施設毎の防災計画に関すること。

（２）施設毎の従業員による自衛消防隊の訓練に関すること。

（３）常日頃から消防機関と連絡を密にし、報告・連絡系統を整備すること。

（４）火災、爆発に備え、住民の避難路、避難地を確保する。

（５）その他必要な措置をとること。

２．危険物施設の現況

町内における危険物取扱施設は次のとおりである。

施　　設	箇所数
屋外タンク貯蔵所	2
屋内貯蔵所	2
地下タンク貯蔵所	5
給油取扱所	6
移動タンク貯蔵所	3
一般取扱所	3

第９節　　業務継続計画（ＢＣＰ）策定計画

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）を定めるものとする。

なお、町は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うことになることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

（１）組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
（２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
（３）電気、水、食料等の確保
（４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
（５）重要な行政データのバックアップ
（６）非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第１０節　応急救助等における防災体制の整備

１．町における防災体制の整備

町は、他市町との災害援助協定の締結、応急仮設住宅建設用地の把握、救助物資の備蓄または物資供給に係る関係業者との協定の締結等により、災害発生時に災害救助法による応急救助が迅速かつ適正に実施されるよう防災体制の整備に努める。

また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

（１）ニーズに応じた支援

ア　被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

イ　備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。

ウ　避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（２）物資輸送拠点

地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

（３）国への要請

備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請するものとする。

２．災害時の応急救助に係る計画の整備

町は、災害救助法による応急救助の迅速かつ円滑な実施に資するため、適宜地域防災計画を見直し、その周知徹底を図る。

３．災害時の緊急物資調達計画の整備

（１）備蓄または調達の基本方針

ア　町及び県は、関係各部署において協議し、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料・医薬品・その他の物資についてあらかじめ備蓄または調達体制を整備しておく。

イ　大規模かつ広域にわたる災害の場合は、緊急物資の調達が困難になる事態が想定されることから、流通備蓄と現物備蓄の特性を踏まえ、適切な配分により備蓄を行う。

（２）緊急物資の備蓄拠点等の整備

ア　備蓄にあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄拠点をもうけるなど、体制の整備を図る。

イ　町及び県の備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

ウ　物資の備蓄倉庫にあっては、防災基盤整備事業等により、計画的に整備を図っていく。備蓄倉庫は、避難所に予定されている施設等に分散配置するなどの措置を行い、リスクの分散や災害時の迅速な対応を図る。

エ　個々の備蓄倉庫には単一物品のみを収納するのではなく、米、釜、燃料、水、毛布等、その倉庫だけで当面の生活確保が行えるような物品を収納するように留意しておく。

オ　被災直後に支給する救援物資については、輸送拠点等で最低限必要な物資をセット化するなど、避難所等での迅速かつ円滑な支給に努める。

（３）緊急物資の備蓄・輸送・配布の体制の整備

ア　町及び県は、飲料氏、食料、生活物資、医薬品、防災資機材等の緊急物資について、あらかじめ備蓄品目と備蓄量を定めて、備蓄を行う。

イ　町及び県においては、自己の保有する物資の備蓄状況について常に

把握しておくとともに、町全域の備蓄状況について、町及び県間において、平素から情報交換を行い、効果的な運用方法を検討しておく。

（４）主要災害備蓄物資の確保計画

ア　主要食料の確保

災害救助法が発動され、災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しに係る要請を行う。

イ　食料、飲料水、被服、その他生活必需品等の確保

災害に係る食料、飲料水、被服、その他の生活必需品等の救助物資については、被災者に対して給与または貸与できるよう、備蓄しておく。

ウ　医薬品の確保

災害のため医療が混乱し、罹災者の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、罹災者の保護を図る必要がある。このため、緊急用医薬品等については、迅速に供給できるよう、あらかじめ備蓄するとともにその流通状況を把握しておく。

また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用医薬品を緊急に確保できるよう、あらかじめその流通状況を把握しておく。

町の備蓄状況の把握や備蓄内容の統一化を図るなど、災害時に相互支援を行いやすくするための体制作りに努める。

第１１節　防災体制の課題への備え

１ 連携と協力

（１）連携と協力

平常時から、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

（２）防災行動計画（タイムライン）の策定

他の関係機関との連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

（３）道路管理者とインフラ事業者との連携推進

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化に努めるものとする。

２ 情報の収集について

（１）情報収集のＩＴ化

被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。

（２）通信手段の確保

災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

３ 防災関係機関相互の連携体制

（１）応援要請

県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

（２）応援・受援計画の策定

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとする。また、派遣される職員が、被災地で自活できる資機材や装備品の充実を図るよう努める。

（３）受援体制の整備

国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。その際、感染症対策のため、適当な空間の確保にも配慮するものとする。

４ 物資の調達、供給活動関係

ア　大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

イ　備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達

や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

エ　平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

オ　備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

５　災害対策の活動拠点の機能の確保

庁舎や避難所、備蓄倉庫など、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の耐震化などの防災拠点の耐震化に向けた整備に努める。

６　避難所環境の整備

（１）指定避難所の設置

平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等に周知徹底を図るとともに、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、多様な避難所の確保に努めるものとする。

（２）感染症対策

感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健医療担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

第３章　　災害応急対策計画

この計画は、災害に際してその機能を有効適切に発揮し、住民の安全と被災者の救護を図ることを目的とし、次の計画を行う。

第１節　　組織計画

本町の地域において災害が発生し、又は災害発生の恐れがある場合、防災の推進を図るため必要がある時は、「災害警戒本部」及び「災害対策本部」を設置する。

１．災害警戒本部

（１）目　的

災害発生の恐れがある各種の気象警報の発表、長雨時における大雨注意報等の発表等各種災害の発生が予測される時は、「町災害警戒本部」（以下「災害警戒本部」という。）を設置し、当該災害に関連する種々の情報の収集及び伝達等を行うとともに、各関係機関及び民間の協力を得て災害の早期把握に努め、もって被害の未然防止及び軽減に資することを目的とする。

（２）災害警戒本部の構成

・本 部 長　　総務課長
・副本部長　　防災交通係長
・本 部 員　　産業振興課長、建設課長、総務課職員

（３）災害警戒本部の設置

①設置基準

災害警戒本部は、町が管轄する区域に災害の発生又は発生の恐れが予測される時に設置することを原則とするが、次に掲げる場合は必ず警戒本部を設置するものとする。

ア　気象警報が発表されたとき
イ　長時間の降雨等により、河川の警戒、土砂災害警戒区域の警戒が必要と予測されるとき
ウ　町長が設置を必要と認めたとき

②報告連絡

前記設置基準に基づき災害警戒本部を設置する必要が生じたときは、総務課長若しくはその責務を代行する者は速やかに本部員の招集を行うものとする。

この場合、本部員への連絡は、勤務時間内にあっては庁内電話及び口頭により、勤務時間外にあってはあらかじめ定められた連絡体制により連絡するものとする。

なお、警戒本部を設置したときは、直ちに県災害警戒県北地方本部、消防、警察に連絡し、協力体制を確立するものとする。

（４）災害警戒本部の任務

災害警戒本部は、本部長の指示に基づき、災害に関する各種情報の収集、関係機関への伝達を行うとともに、被害状況等の把握に努め、災害応急対策及びその準備を行うものとする。

（５）災害警戒本部の解散及び災害対策本部への切替

①災害警戒本部の解散は、気象警報等が解除され、災害の危険が解消したと認められたとき本部長が解散する。

②災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められ、若しくは災害が拡大し、組織的・総括的な災害対策が必要と認められるときは「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。

③①及び②の場合にあっては、本部長はその旨を町長及び副町長に連絡するとともに、県災害警戒県北地方本部、消防、警察等の関係機関へ連絡するものとする。

２．町災害対策本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

（１）組　織

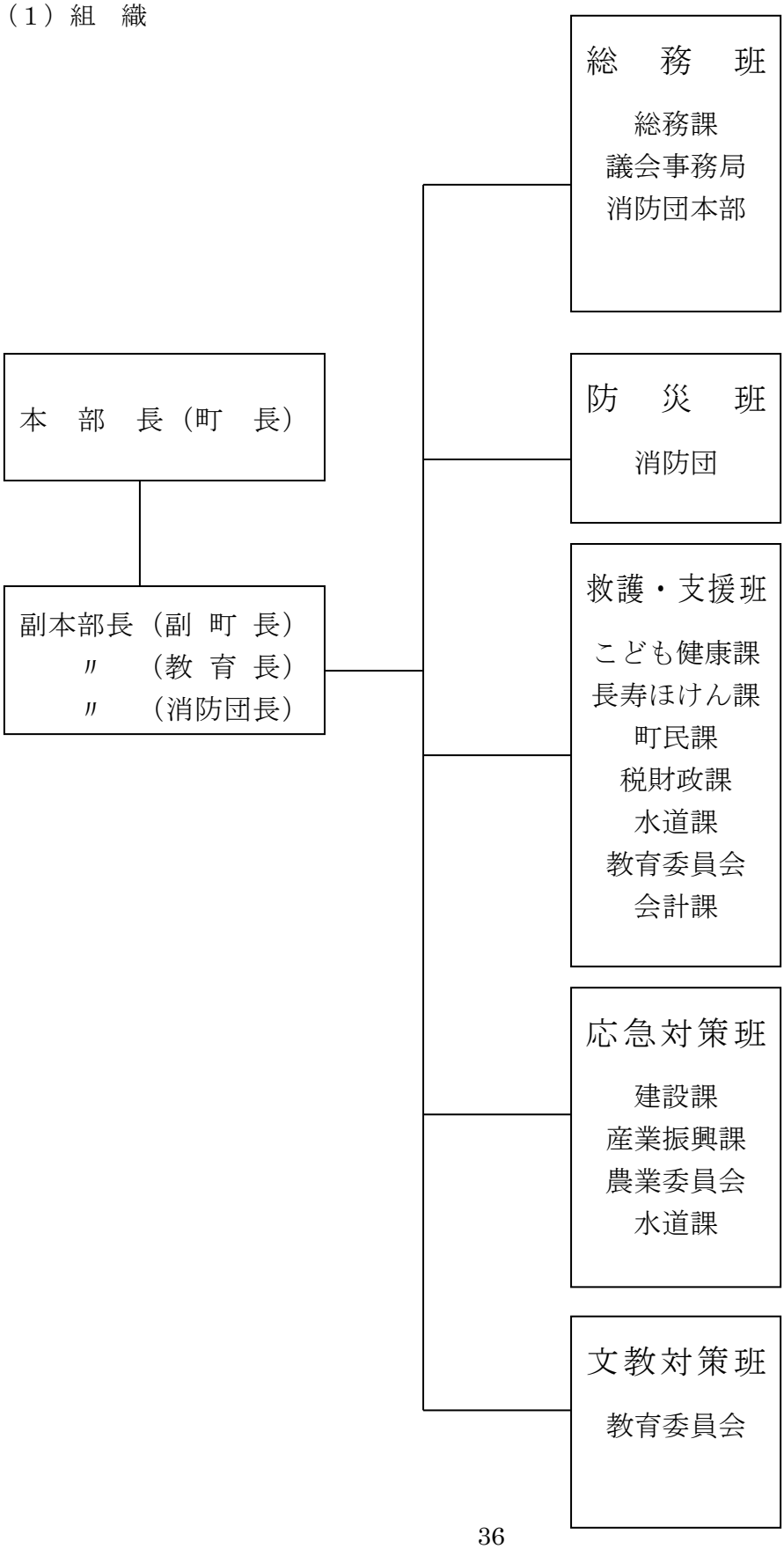

（２）事務分掌

班	係 (所属)	所　掌　事　務
《総務班》 班長 　総務課長 副班長 　議会事務局長 　総務係長 　防災交通係長 　情報政策係長 　企画係長	【本部連絡係】 (防災交通係)	・本部会議に関すること ・本部長の命令伝達に関すること ・職員の動員及び配備に関すること ・自衛隊の災害派遣に関すること ・他の公共団体への応援要請に関すること ・災害時における交通安全対策に関すること ・被災地における住民の公安に関すること ・避難指示に関すること ・災害気象情報に関すること ・罹災証明の発行に関すること
	【情　報　係】 (総務係) (情報政策係)	・被害報告に関すること ・被害状況、応急対策状況の収集及び広報に関するこ
	【防災連絡係】 (消防団本部)	・消防団員の動員及び配備に関すること
	【救護連絡係】 【応急対策連絡係】 (企画係) (議会事務局)	・各班及び各関係機関との連絡調整に関すること ・車両等の借上及び配備に関すること
《防災班》 班長 　消防団副団長	【防　災　係】 (消防団)	・災害の警戒及び予防に関すること ・消防・水防その他の応急処置に関すること ・避難・誘導及び罹災者の救助・救援に関すること ・死体の捜索に関すること ・罹災地の障害物除去に関すること ・人命救助に関すること
《救護・支援班》 班長 　こども健康課長 副班長 　会計課長 　町民課長	【医　療　係】 (健康増進係) (長寿支援係) (医師)	・保健所・医療機関との連絡調整に関すること ・医療品等の調達及び配分、輸送に関すること ・応急医療及び助産に関すること ・被災者への保健対策に関すること ・福祉避難所における避難者の支援に関すること

長寿ほけん課長 税財政課長 千綿支所長	【避難支援係】 （戸籍係） （社会福祉係） （子育て支援係） （財政管財係） （収納対策係） （社会教育係） （千綿支所）	・災害救助法の適用に関すること ・被災者の生活相談及び援護に関すること ・災害弔慰金等の支給及び災害援護資金に関すること ・社会福祉施設等の被害調査に関すること ・保育園児の避難に関すること ・保育所の被害調査及び応急対策に関すること ・生活資金、厚生資金、母子福祉資金の貸付に関すること ・避難所の開設及び管理運営に関すること ・避難誘導に関すること（要配慮者等） ・被服、寝具その他生活必需品の給与に関すること
	【防疫・給水係】 （環境衛生係） （住民税係） （水道業務係）	・災害時の防疫及びごみ等の救急処理に関すること ・し尿の緊急処理に関すること ・非常用飲料水の給水に関すること ・被災地の衛生状態の調査に関すること
	【炊　出　係】 （給食ｾﾝﾀｰ）	・炊き出しその他による食品の給与に関すること
	【救援物資係】 （ほけん年金係） （固定資産税係） （会計係）	・救援物資等の調達・輸送に関すること ・義援金の受入及び保管に関すること ・義援金品等の配分に関すること
《応急対策班》 班長 建設課長 副班長 水道課長 産業振興課長	【公共土木施設係】 【農林水産施設係】 （建設係） （管理係）	・危険箇所の巡視に関すること ・危険箇所の巡視に関すること ・道路、橋梁及び河川の災害対策に関すること ・災害時における道路及び橋梁の使用に関すること ・港湾の災害復旧に関すること ・漁港の災害復旧に関すること ・河川の水位の通報、監視、警戒に関すること ・応急仮設住宅の建設に関すること ・農地及び農業施設の災害調査及び対策に関

		すること ・溜池の保全に関すること ・林道の災害復旧に関すること
	【建物等被災対策係】 【生産物被害対策係】 （農林水産係） （農業委員会） （商工観光係）	・林野関係の災害対策に関すること ・水産施設の被害状況収集に関すること ・罹災水産業者の災害金融に関すること ・商工業者の被害状況収集及び応急対策に関すること ・罹災商工業者の災害金融に関すること ・必需物資等の確保及び斡旋に関すること ・観光施設の被害状況収集に関すること ・農作物の災害対策に関すること ・農作物の災害に伴う病害虫の予防及び駆除に関すること ・家畜、家きんの災害対策に関すること
	【水道施設係】 （上水道施設係） （下水道施設係）	・上下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること ・下水道施設の排水に関すること ・農業集落排水施設の災害復旧に関すること ・漁業集落排水施設の災害復旧に関すること
《文教班》 班長 教育次長 副班長 学校教育係長 社会教育係長	【文教対策係】 （学校教育係） （社会教育係）	・学校教育、体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること ・児童・生徒の避難誘導に関すること ・罹災児童・生徒に対する教科書及び学用品等の支給に関すること ・応急教育に関すること ・児童・生徒の保健及び学校給食に関すること ・学校の避難所開設の協力に関すること ・社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること ・文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること ・総合会館等の避難所開設の協力に関すること

第２節　　動員計画

この計画は、災害応急対策活動に必要な災害対策要員を把握して、災害応急対策活動を容易にするための計画であって、本部の各班、各係の実情に応じ、あらかじめ応急対策人員の配置、連絡の方法等について定める。

１．災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、災害対策基本法第２９条の規定により、指定地方行政機関の職員の派遣協力を求めることができる。

２．各対策班の配備要員数は次のとおりで、災害の規模等によって次の３段階に区分し、配備の指定はそのつど本部長が行うものとする。

対策班	対策係	第１配備	第２配備	第３配備	備考
総務班	本部連絡係 情報係 防災連絡係 救護連絡係 応急対策連絡係	班長 副班長 防災交通係 総務係 消防団員本部員全員 情報政策係 企画係	男子職員全員	全員	
防災班	防災係	消防団本部員全員 役員以上は詰所待機 団員は自宅待機	全団員	全団員	各分団長の指揮による動員
救護・支援班	医療係 避難支援係 防疫・給水係 炊出係	班長 副班長 健康増進係長・医師 長寿支援係長 戸籍係長 社会福祉係長 子育て支援係長 財政管財係長 収納対策係長 教育委員会社会教育係 千綿支所 環境衛生係長 住民税係長 水道業務係長 給食センター ほけん年金係長	男子職員全員	全員	

	救援物資係	固定資産税係長 会計係長			
応急対策班	公共土木施設係 農林水産施設係 建設等被災対策係 生産物被害対策係 水道施設係	班長 副班長 建設係長 管理係長 農林水産係長 農業委員会係長 商工観光係長 上・下水道施設係長	男子職員 全員	全員	
文教班	文教対策係	班長 副班長	男子職員 全員	全員	

（１）第１配備　災害の発生の恐れがある場合又は軽微な災害が発生した場合
（２）第２配備　局地的な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合
（３）第３配備　全域にわたる甚大な災害が発生し又は発生の恐れがある場合

３．上記の配備区分に従って応急対策人員を動員するものとし、動員方法は次のとおりとする。

ア　災害発生の恐れがある場合の動員

①勤務時間外において宿日直員が、気象警報及び災害発生の恐れのある異状現象発見等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長及び関係課長に連絡するものとする。

②①の通報を受けた総務課長及び関係課長は、必要に応じ、所属職員を所定の系統により動員し、警報の伝達、情報収集伝達その他応急対策実施の体制をとるものとする。

イ　本部が設置された場合の動員

①勤務時間外における配備要員の動員は、次の系統により行うものとする。

配備決定→本部連絡係→各対策班長・副班長→各対策班非常連絡員→配備要員

②各対策班長はあらかじめ対策班に正副２名の非常連絡員を定め、勤務時間外における配備要員に対する連絡方法を定めておくものとする。

４．職員の非常登庁

職員は勤務時間外、休日等において災害が発生した時、又は発生する恐れを知った時は、進んで所属課等と連絡を取り又は自らの判断により登庁するものとする。

第３節　通信施設利用計画

この計画は、災害の発生する恐れがある場合、又は災害が発生した場合における気象予報等の伝達若しくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信施設の利用について定めるものとする。

１．電話通信線の利用

（１）災害時における重要な通信の確保のため、本町が指定を受けている災害時有線電話は次のとおりである。

役場本庁　　：４６－１１１６、４６－１１５５、４６－０１３２

役場支所　　：４７－１１１２

（２）通信途絶時における応急措置

電話線の切断等有線施設が途絶し、災害情報の収集伝達が困難となった場合は、次の通信施設を利用するものとする。

ア　防災行政無線

イ　長崎地区非常通信連絡会に協力を要請する

災害による非常事態が発生し、又は発生する恐れがあり、有線施設を利用することができないか、又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のための通信が必要な場合は、長崎地区非常通信連絡会の協力を得るものとする。

（３）非常通報の頼信手続

ア　受取人の宛名、電話番号

イ　本文（わかりやすく片仮名で記載する。１通の電文はおおむね２００字以内とする。ただし、必要により何通でも発信することができる。

ウ　発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く。）

エ　非常の表示（「非常」と漢字で書く。）

オ　発信人の住所、氏名、電話番号（漢字で書く。）

（４）非常通報の頼信

ア　最も近い無線局又は付近の移動局（無線カー、パトカー、タクシー、漁船等）を利用する。

イ　頼信の方法は、直接無線局へ依頼するか電話による依頼かいずれかによる。

なお、平素から無線局の所在地等を十分把握するとともに、予め協力要請を行うなど災害時に的確に活動出来るよう事前対策を講じておく。

非　常　通　報　用　紙

受　取　人	電話　　番　内線　　番			
発　信　人	電話　　番　内線　　番			
	発信番号		発信日時	年　月　日　時　分
非　常				

自局の通報取扱記録

取 扱 区 分	受信人	受付局	中継局	着信局	受取人		
伝 送 方 法	無線		有線		使送（　　）		
	VHF	UHF	SHF	孤立	災害	防災	FAX

取扱機関及び開始、終了時刻

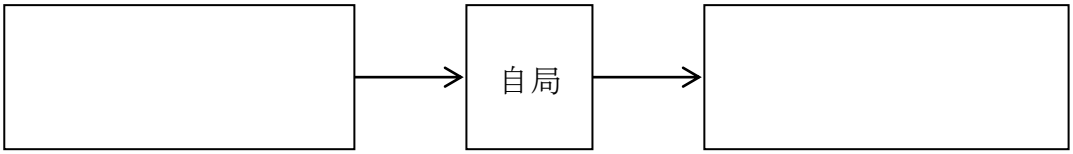

開始	:	終了	:	開始	:	終了	:

自　局　名		取　扱　者	

長崎地区非常通信連絡会

第４節　　防災気象情報の伝達計画

この計画は、災害発生のおそれがあるとき気象業務法に基づく注意報及び警報等を関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

１．警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

２．特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、長崎県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

（１）特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

（２）特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。

	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署　長崎地方気象台

東彼杵町	府県予報区	長崎県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	佐世保・東彼地区		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	26	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	200	
	洪水	流域雨量指数基準	彼杵川流域=15，千綿川流域=12.1	
		複合基準*1	―	
		指定河川洪水予報による基準	―	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			大村湾	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			大村湾	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.1m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	116	
	洪水	流域雨量指数基準	彼杵川流域=12，千綿川流域=9.6	
		複合基準*1	―	
		指定河川洪水予報による基準	―	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			大村湾	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s　雪を伴う
			大村湾	10m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
			山地	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			大村湾	500m
	乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65%　②実効湿度60%		
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-3℃以下		
	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜　最低気温4℃以下		
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害）は「大雨警報（浸水害)」、(土砂災害）は「大雨警報（土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

(7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

(9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。 1km 四方毎の基準値につ

いては、以下を参照のこと。

別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）

(10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

(11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は以下を参照のこと。

別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）

(12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は以下を参照のこと。

別添資料　（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）

(13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

３．土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。東彼杵町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

４．記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるよう

な猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

５．竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに天気予報の対象地域と同じ発表単位で気象庁から発表される。なお、実際に竜巻等の発生する可能性が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

６．火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、長崎県を通じて東彼杵町や佐世保市消防局に伝達される。

７．気象警報等の伝達系統図

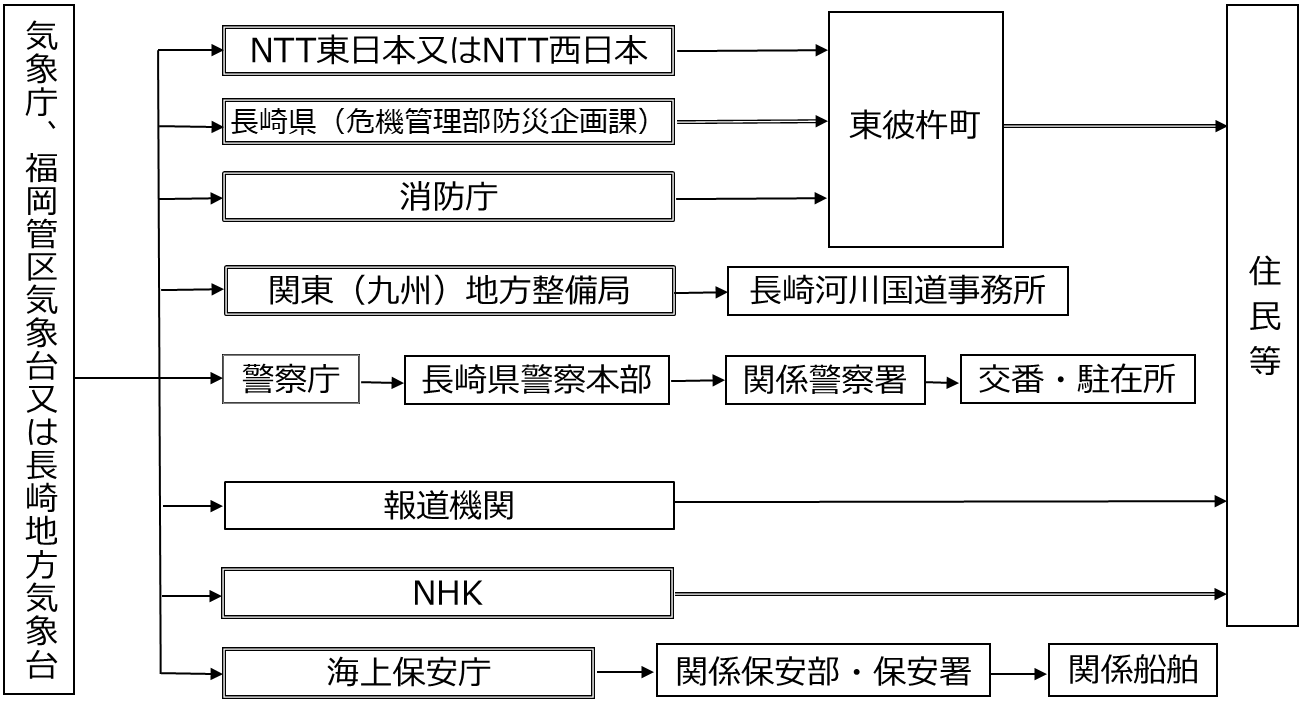

８．予報・警報等の受理及び伝達方法

（１）関係機関から通報される予報・警報等は総務班で受理する。
受理及び伝達の担当者は次のとおりとする。

・勤務時間内　　総務課　防災交通係
・勤務時間外　　警備員

（２）警備員が予報・警報等を受理したときは、総務課長及び総務課防災交通係に伝達するものとする。
警備員から伝達を受けた総務課長は、町長及び副町長に報告するものとする。

（３）気象情報及び警戒警報等の伝達は次の方法による。

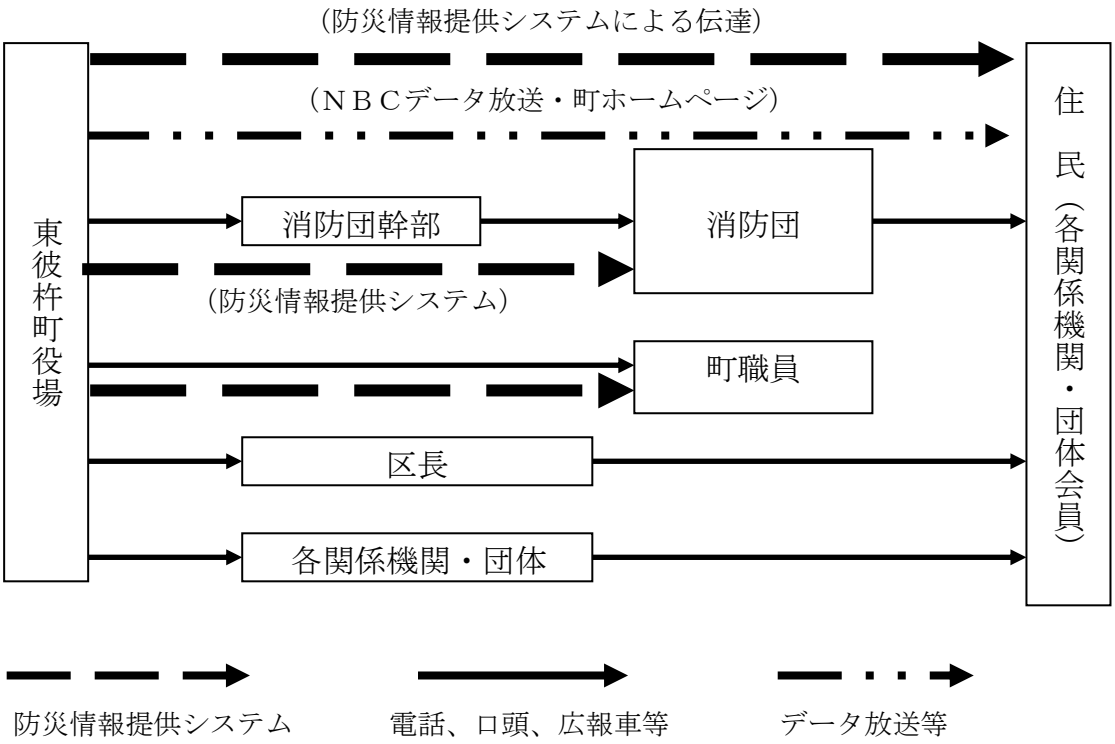

第５節　災害情報収集及び被害報告取扱計画

この計画は、災害情報及び被害報告を迅速かつ確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め、迅速な応急対策を期すものとする。

１．実施責任者

町長は、町内の被害報告等を収集し、県、その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

２．災害報告の種別

報告の種類等は次の表のとおりとする。

種　　別	様　式	摘　　要
災害概況即報	様式１	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被害状況報告	様式２	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	別表１	他の法令または、通達に基づき、町長が知事に対しておこなうものである。

（注）被害報告処理系統図（別表２）参照

様式１

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	
報告者名	

〔 災 害 概 況 即 報 〕

災害名　　（第　報）

（市町村→地方本部→県本部）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概要</td><td>発生場所</td><td colspan="3"></td><td>発生日時</td><td colspan="3">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害の状況</td><td rowspan="2">死傷者</td><td>死　者</td><td>人</td><td>不明　人</td><td rowspan="2">住　家</td><td>全壊　棟</td><td>一部破損　棟</td></tr>
<tr><td>負傷者</td><td>人</td><td>計　人</td><td>半壊　棟</td><td>床上浸水　棟</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">応急対策の状況</td><td colspan="3" rowspan="3"></td><td colspan="4">避　難　状　況</td></tr>
<tr><td>指示
自主の別</td><td>日時</td><td>地区名</td><td>避難先</td><td>人員</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

様式2

被　害　状　況　報　告

（市町村→地方本部）

市町村名				月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在
報告者名				即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定
区分				被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
人的被害	死者	1	人							
	行方不明者	2	人							
	負傷者 重傷	3	人							
	負傷者 軽傷	4	人							
住家被害	全壊	5	棟							
		6	世帯							
		7	人							
	半壊	8	棟							
		9	世帯							
		10	人							
	一部破壊	11	棟							
		12	世帯							
		13	人							
	床上浸水	14	棟							
		15	世帯							
		16	人							
	床下浸水	17	棟							
		18	世帯							
		19	人							
	計	20	千円							
非住家	公共建物	21	棟							
	その他	22	棟							
	田 流失・埋没	23	ha							
	田 冠水	24	ha							
	畑 流失・埋没	25	ha							
	畑 冠水	26	ha							
	文教施設	27	箇所							
	医療機関	28	箇所							
	道路	29	箇所							
	橋りょう	30	箇所							
	河川	31	箇所							
	港湾	32	箇所							
	砂防	33	箇所							
	清掃施設	34	箇所							
	崖くずれ	35	箇所							
	鉄道不通	36	箇所							
	被害船舶	37	隻							
	水道	38	戸							
	電話	39	回線							
	電気	40	戸							
	ガス	41	戸							
	ブロック塀等	42	箇所							
り災世帯数		43	世帯							
り災者数		44	人							
火災発生	建物	45	件							
	危険物	46	件							
	その他	47	件							
公共文教施設		48	千円							
農林水産業施設		49	千円							
公共土木施設		50	千円							
その他の公共施設		51	千円							
その他	農産被害	52	千円							
	林産被害	53	千円							
	畜産被害	54	千円							
	水産被害	55	千円							
	商工被害	56	千円							
	その他	57	千円							
被害総額		58	千円							
災害対策本部	設置			月　日　時　分						
	解散			月　日　時　分						
災害救助法適用				月　日　時　分						
消防職員出動延人数			人							
消防団員出動延人数			人							

別表１　災害報告事務の状況一覧

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	危機管理課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	〃		消防	火災報告	消防法
	福祉保健課	直接（市） 福祉事務所（町）	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	保健所	防疫	被害状況報告	※注１
	〃	〃	〃	防疫活動報告	〃
	水環境対策課	〃	水道	水道施設被害報告 （被害・断減水状況）	公共土木国庫負担法
	〃	〃	公共土木	都市施設被害報告 （下水道関係）	公共土木国庫負担法
	〃	〃	農林	農地農業用施設被害報告 （農業集落排水関係）	農地施設暫定法
	〃	〃	環境	衛星施設被害報告 （浄化槽市町設置分）	災害対策基本法
	資源管理課	振興局	水産	水産業被害報告	
	水産振興課	〃	〃	〃	
	漁港漁場課	〃	〃	〃	
	農政課	振興局	農林	農業被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	〃	農林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農林整備室	〃	〃	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び公共土木国庫負担法
	都市計画課	〃	都市施設	都市施設被害報告	国土交通省通達
	港湾課	〃	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	〃	〃	農林省所管 漁港施設被害報告	〃
	河川課	〃	〃	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	〃
	住宅課	〃	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法
	教育庁教育環境整備課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法

※注１「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

報告時期	報告内容	主管省庁

即報・中間 即報・確定	災害の状況・被害の程度・応急措置の概況	消防庁
即報・詳細	災害の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
速報	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省 社会援護局
速報	家屋被害・患者発生	厚生労働省健康局
日報・完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	〃
速報・確定	水道関連施設	国土交通省水管理・国土保全局防災課
速報・確定	下水道関係施設	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	農業集落排水施設	農林水産省
速報・確定	浄化槽（市町村設置分）	環境省
速報・概況 確定	漁船	水産庁
〃	漁具・共同及び非共同利用施設、養殖施設	〃
〃	漁具・養殖施設、漁港・海岸・漁業用施設・共同利用施設	〃
〃	農作物被害全般	農林水産省経営局
速報・確定	農地農業用施設	農林水産省 農村振興局
〃	海岸（農地海岸）	〃
速報・概況 確定	家畜・畜産物	農林水産省経営局
〃	林地・林業施設（林道等）・林産物・造林地・苗畑	林野庁
〃	地すべり防止施設・林地荒廃防止施設	〃
確定	街路・都市水利・防潮施設・公園緑地	国土交通省 都市地域整備局
速報・確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	国土交通省 港湾局
〃	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	水産庁
〃	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備	国土交通省 河川局
確定	公営住宅	国土交通省住宅局
速報・確定	小・中・高校施設	文部科学省大臣官房 文教施設部

別表２　被害報告処理系系統図（市町→県）

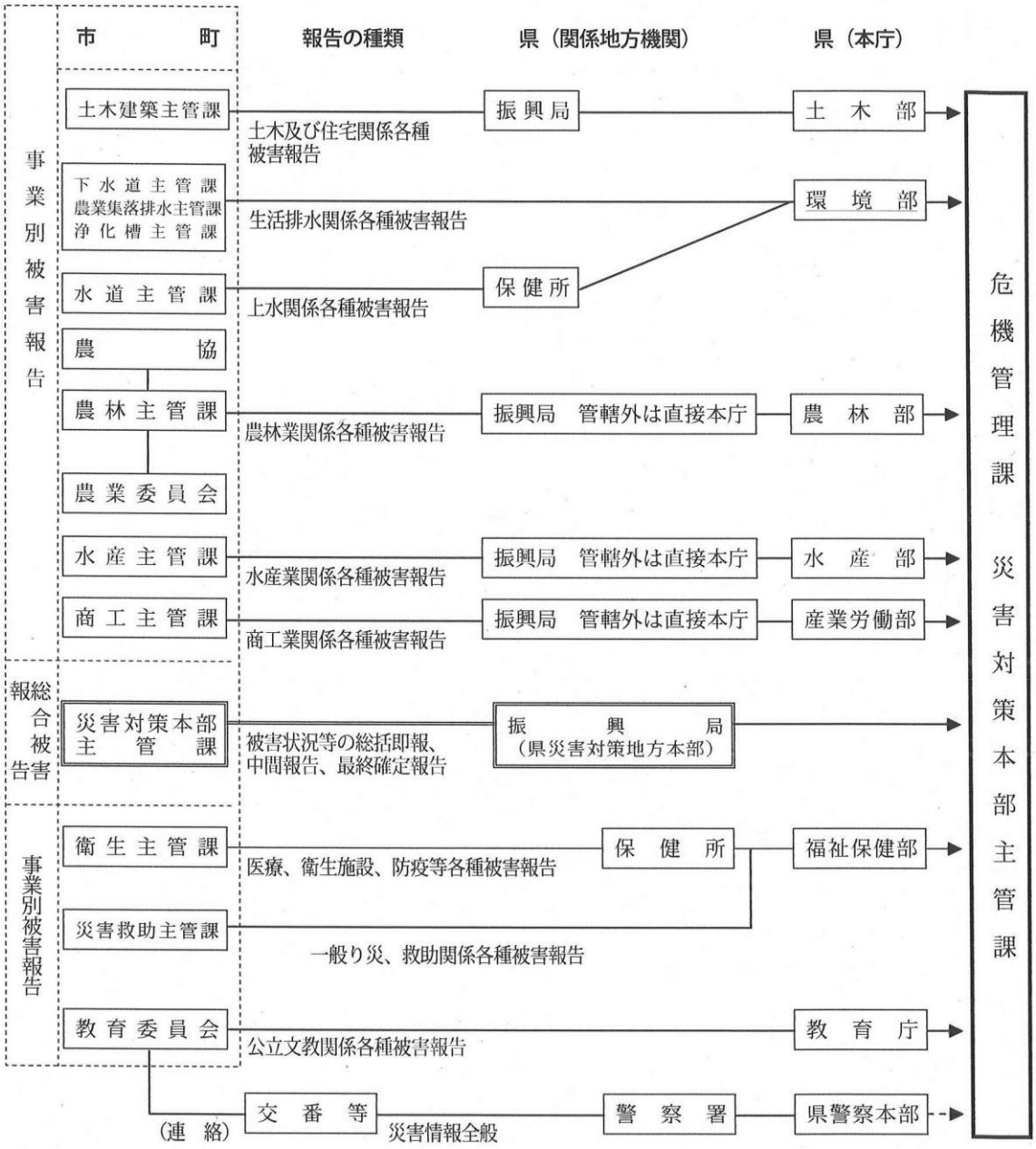

３．被害等の調査

（１）調査分担

町における被害状況の調査収集は、関係被害ごとに次のとおり各課において分担し、関係機関団体等の協力を得て実施するものとする。

各地区の被害については、被災者は別紙様式第４号によって区長に申告し、区長は、この申告を別紙様式第５号によって集計するものとする。

被　害　区　分	担当班	協　力　団　体
人、住家の被害、社会福祉施設関係の被害	町民課 こども健康課 長寿ほけん課	区長、施設の管理者
道路、橋梁、漁港、河川、公共施設の被害（文教施設を除く）	建設課	区長、施設の管理者
農耕地、農林水産業施設、山林の被害	産業振興課課	区長、森林組合 県央農業協同組合東そのぎ支店、 長崎県北部農業共済組合
商工業用施設の被害	産業振興課	区長、商工会
農産物、林産・畜産関係の被害	産業振興課	区長、森林組合 県央農業協同組合東そのぎ支店 長崎県北部農業共済組合
上・下水道施設の被害	水道課	区長
文教施設の被害	教育委員会	区長、PTA、学校長

（２）調査班の編成

被害状況の調査にあたっては、総務班長は、災害の規模及び範囲により適宜各班長と協議して、調査員の数を決定し、調査を実施するものとする。

４．災害情報の収集通報

（１）災害発生の恐れがある異常現象の通報

ア　発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

（ア）河川の漏水等水防に関するもの

地区消防分団長、又は建設課、総務課

（イ）火災発生に関するもの

地区消防分団長、又は総務課

（ウ）津波その他異常現象

総務課又は警察署

イ　消防分団長等の通報

異常現象発見の通報をうけた分団長、建設課長、総務課長は、応急の対策をとるとともに、町長に報告し、ウの措置を実施する。

ウ　ア、イ及びその他により異常現象を承知した町長は、直ちに県防災計画に定める情報連絡系統図により通報するものとする。

（２）（１）以外の災害情報の収集通報

ア　区長の収集通報

区長は、地区内における次の災害情報を収集し、総務課に通報するものとする。

（ア）河川の増水等災害が発生しそうな状況

（イ）地区住民の避難状況

（ウ）災害が発生しているときの状況

（エ）その他災害情報

イ　災害対策本部の収集通報

（ア）各地区長から災害情報を受けた総務課担当員は、直ちに関係班に通報するものとする。

（イ）災害対策本部の各班は、災害発生の連絡が入った場合は様式１により調査を行う。

（ウ）災害が発生するおそれがなくなった後に行う住家等の被害調査は、町民課で災害等調査表（様式２）により行い、調査を完了したときは、災害等調査集計表（様式３）に集計し、遅滞なく総務課（班）に報告するものとする。

（エ）各班からの被害報告を受けた総務課（班）は、県、その他の関係機関に遅滞なく報告するものとする。

５．被害の認定基準（風水害）

（１）人的被害

ア　「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実施には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。

イ　「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死

亡の疑いのある者とする。

ウ　「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。

エ　「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。

（２）住家被害

ア　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物（公営住宅を含む。）をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

イ　「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したものまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。

ウ　「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。

エ　「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のものまたは住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。

オ　「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

カ　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

キ　「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

（３）非住家被害

ア　「非住家」とは、住家以外の建物とする。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ　「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館等の公用または公共の用に供する建物とする。

ウ　「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ　非住家被害は、全壊または大規模半壊、半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

（４）その他

ア　「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

イ　「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ　「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ　「学校」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

オ　「道路」とは、道路法第２条第１項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

カ　「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

キ　「河川」とは、河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利､床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ク　「港湾」とは、港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

ケ　「砂防」とは、砂防法第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

コ　「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

サ　「がけ崩れ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、または道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が５０立方ｍを超えると思われるものは報告するものとする。

シ　「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。

ス　「船舶被害」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、

並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ　「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

ソ　「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

タ　「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

チ　「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

ツ　「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

テ　「り災世帯」とは、災害により全壊、大規模半壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

ト　「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

（5）火災発生

火災発生件数については、地震または火山噴火の場合のみ報告するものであること。

（6）被害金額

ア　「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ　「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。

ウ　「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、上下水道及び漁港とする。

エ　「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館等の公用または公共の用に供する施設とする。

オ　「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ　「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ　「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産施設をいい、例えば畜産、畜舎等の被害とする。

ク　「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば

のり、魚介、漁船等の被害とする。

ケ　「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

６．被害報告の基準、報告要領

（１）被害報告等の基準

被害状況等の報告にあたっては、概ね次のとおりとする。

ア　災害救助法の適用基準に該当するもの。

イ　県または町が災害対策本部を設置したもの。

ウ　災害が２県以上にまたがるもので、長崎県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

エ　災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。

オ　災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

カ　地震が発生し、長崎県内で震度５弱以上を記録したもの。

キ　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

（２）被害報告の要領

ア　被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ、全体の被害状況が判明してからの報告では、災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず、災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告するものとする。

イ　被害程度の事項別の報告は、緊急を要するもの、または特に指示のあった場合を除き、１日１回以上行うものとする。

ウ　被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

様式１

町長	副町長	課長	係長	係員
総　務　課 回　　覧				

災 害 発 生 報 告

年　　月　　日　　時　　分現在

報告者　　係

被害種別	数　量	被害額	所有者	被害の状況
		千円		
略図				

処置その他	指示事項

様式2　災 害 等 調 査 表

年　月　日				調査員	
住家　非住家		地 区	郷		

り災世帯	住　所	郷　番地　TEL			
	氏　名		職業		
	世帯人員	人	うち　小学生　人		
			中学生　人　計　人		

り災の程度	棟別	全壊（焼）、半壊（焼）、一部壊（焼）	世帯別	全壊、半壊、一部壊
	建物流出　埋没　土砂竹木堆積　床上浸水　床下浸水　敷地崩壊			
	男　人	男　人	男　人	男　人
	死者	行方不明	重傷者	軽傷者
	女　人	女　人	女　人	女　人

り災建物の状況	住家	一戸建　共同住宅	自家	非住家	用途	
		長　屋　その他	借家		名称	
		同一棟の			所在地	
		世帯数				
		共同住宅等の			郷　番地	
		場合、名称				
	構造	耐火（簡耐）　セメント瓦			延べ　㎡	
		木造　日本瓦　葺　階建			または	
		金属瓦				
		その他			面積　坪	
	所有者（名義）	住所　氏名				

家財等の損害	水損
	破損　全家財の約　%
非住家はその収容物	汚損

備考欄	

避難（連絡）先　町　郷　番地　方　TEL

様式３　災害等調査集計表

年　　月　　日調整

調査区域		調査員所属		氏　名	

区分 災害種別	棟　数		世　帯　数	世帯人員	小 学 生	中 学 生
	住　家	非住家				
全　壊 焼	（棟）	（棟）	全壊（世帯） 全損			
半　壊 焼			半壊 半損			
一　部　壊 一　部　焼			一部壊 小損			
建 物 流 出						
床 上 浸 水						
床 下 浸 水						
計						

男女別 区分	男	女	計
死　　者			
行 方 不 明 者			
重　傷　者			
軽　傷　者			

様式第４号

災　害　報　告　書（　　年　月　日）

地　区　名

所有者又は代表者氏名	災害の種類	名称（路線名など）	災害の概数（高さ・長さ）	所在			備考
				郷	小字	地番	

（注）１．種類欄は、田、畑、田又は畑の埋没、畦畔、水路、農道、林道、頭首工、溜池、町道、橋梁、河川、漁港に区分のこと。
２．付近略図を添付すること。

様式第5号

被害発生速報

年　月　日現在　　区長　氏名

区分				被害数量	被害金額	備考
人的被害	死者		人			
	行方不明者		人			
	負傷者	重傷	人			
		軽傷	人			
	計		人			
住家被害	全壊		棟			
			世帯			
			人			
	半壊		棟			
			世帯			
			人			
	一部破壊		棟			
			世帯			
			人			
	床上浸水		棟			
			世帯			
			人			
	床下浸水		棟			
			世帯			
			人			
非住家	全壊		棟			
	半壊		棟			
	一部破損		棟			
敷地崩壊			箇所			
家具・備品・その他			件			
農林水産	田	流失・埋没	ha			
		冠水	ha			
	畑	流失・埋没	ha			
		冠水	ha			
	施設	農道	箇所			
		水路	箇所			
		頭首工	箇所			
	農産被害		箇所			
	林産被害		箇所			
	畜産被害		箇所			
	水産被害		箇所			
土木	道路		箇所			
	橋りょう		箇所			
	河川		箇所			
	港湾		箇所			
	海岸		箇所			
	砂防		箇所			
	崖くずれ		箇所			
その他						

第６節　　災害広報計画

この計画は、災害時の混乱した事態に人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の形態、災害応急対策の実施状況等を町民に周知するよう、その広報及び報道の内容を定めるものとする。

１．実施機関

広報担当は、総務班において行う。

２．実施内容

（１）災害広報

防災行政無線、広報車、広報紙等の広報媒体を通じて町民に広報するものとする。

ア　気象情報
イ　災害対策本部の設置及び解散
ウ　被害状況の概要
エ　町民に対する協力要請及び注意事項
オ　災害応急対策の実施状況
カ　道路情報
キ　その他必要な事項

（２）被災地区への広報

被災地区住民に対しては、あらゆる方法を講じて遅滞なく詳細な情報を提供するものとする。

ア　被災の状況及び地区住民のとるべき措置
イ　避難の指示
ウ　救護活動及び災害応急対策の実施状況

（３）報道機関への広報

報道機関に対して災害に関する情報を提供するものとする。

ア　取材活動への協力
イ　資料等の提供

第７節　　避難計画

この計画は、災害が発生し又は発生する恐れがある危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示又は緊急安全確保の伝達、避難誘導、避難所の開設等を実施することにより、人的被害から保護するためのものである。

１．避難指示、緊急安全確保

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難指示	町　長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは、立退き先を指示。（町は県に報告）
	知　事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生、または発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、町長が指示できないと認めるとき、または町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは、立退き先を指示。（町に通知）
	知事、その命を受けた職員または水防管理者	水防法第29条	洪水、高潮について	洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示。（水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告）
	知事またはその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示。（当該区域を管轄する警察署に報告）
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険をおよぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。（公安委員会に報告）
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき	危害を受けるおそれのある者を避難させる。（防衛大臣の指定する者に報告）
緊急安全確保	町　長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるとき。	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示。（町は県に報告）
	知　事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	

緊急安全確保	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生、または発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、町長が指示できないと認めるとき、または町長から要求があったとき。	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示。
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険をおよぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を避けしめるため必要な限度で引き留め、若しくは避難させ、又は危害防止のため通常必要と認められる措置をとる。(公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき	危害を避けしめるため必要な限度で引き留め、若しくは避難させ、又は危害防止のため通常必要と認められる措置をとる。(防衛大臣の指定する者に報告)

２．高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の基準

高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の基準は、災害の種類及び地域性等により異なるが、おおむね次の基準による。

（１）高齢者等避難

ア　気象台からの豪雨、台風、地震等の災害に関する警報が発令され、災害時要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者の避難開始が必要と判断されるとき

イ　その他避難の準備を必要とするとき

（２）避難指示の基準

ア　気象台から豪雨、台風、地震等の災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき

イ　知事から豪雨、台風、高潮、地震及び警察から津波等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき

ウ　河川、溜池が警戒水位を突破し溢水又は漏水のおそれがあるとき

エ　上流地域で河川、溜池災害が発生したため、その下流地域で災害発生のおそれがあるとき

オ　火災が風下に拡大するおそれがあるとき

カ　その他自然的、人為的な災害により生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき

（３）避難指示の発令の判断基準

避難等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は長崎県に対し、当該避難指示に関する事項について助言を求め、総合的に判断して発令する。

（４）緊急安全確保の発令の基準（必ず発令されるものではない）

ア　大雨特別警報が発令されたとき

イ　土砂災害が発生又は災害発生が切迫しているとき

（５）緊急安全確保でとるべき行動

本来は警戒レベル４の避難指示で避難を完了すべきであるが、やむを得ずこうした状況に陥った場合は、命を守る最善の行動をとる。近くの堅牢な建物への避難や、屋内であれば、斜面や崖から離れた部屋や２階へ避難するなどして、直ちに安全を確保する。

【土砂災害】

発令区域	１　地すべり危険区域 ２　土砂災害警戒区域 ３　その他避難が必要とされる地域
高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合。 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。
避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合。 ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合。 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合。 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ・土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り等）が発見された場合。 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ・土砂災害が発生した場合。 ・山鳴り、流木の流出の発生等の現象が確認された場合。
緊急安全確保	・大雨特別警報が発令された場合 ・すでに災害が発生又はその危険度が切迫している場合

【河川氾濫】

発令区域	１　彼杵川流域区域 ２　その他避難が必要とされる地域
高齢者等避難	・彼杵川の水位観測所において、避難判断水位（2.31m）に到達した場合。
避難指示	・彼杵川の水位観測所において、氾濫危険水位（2.65m）に到達した場合。 ・巡視や住民からの通報等により、漏水・浸食による堤防の決壊や、越水の発生による浸水のおそれがあり、立退き避難が必要と判断した場合。 ・河川管理者から氾濫発生情報が通知された場合。 ・河川管理者から異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとの通報があった場合。 ・巡視や住民からの通報等により、浸水の発生を覚知し、立退き避難が必要と判断した場合。
緊急安全確保	・大雨特別警報が発令された場合 ・河川の氾濫発生情報や高潮氾濫発生情報が発令された場合

【津波災害】
危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。
また、日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到着までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるので、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。

発令区域	① 大津波警報　最大クラスの津波により浸水が想定される区域 ② 津波警報　海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3mの津波によって浸水が想定される区域 ③ 津波注意報　漁業従事者等、沿岸で仕事に従事する者を念頭に海岸堤防等より海側の区域
避難指示	次のいずれか１つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ・大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合。

３．避難指示の内容
避難指示は、次の内容を明示して行う。
なお、明示するにあたっては、幼児、高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者に配慮した簡潔にして要領を得た指示を行うものとする。
ア　避難対象地域名
イ　避難先及び避難経路
ウ　避難の指示の理由
エ　避難時の服装、携行品
オ　その他必要事項（災害危険箇所の存在等）

４．周知方法
関係住民に対する避難警報の伝達は、おおむね次の方法のうち、実情に即した方法により周知徹底を図る。
ア　関係者による直接口頭又は携帯マイクによる伝達
イ　サイレン、半鐘による伝達
ウ　消防車、広報車による伝達
エ　防災情報提供システムによる伝達
オ　防災行政無線による伝達
カ　自治体情報配信システム（データ放送）による伝達
キ　電話による伝達
ク　自主防災組織等による伝達

５．避難行動要支援者に対する高齢者等避難の伝達

高齢者等避難を発令した場合は、町は、次の方法のうち、実情に則した方法により避難行動要支援者への伝達を図る。

ア　関係者による直接口頭又は携帯マイクによる伝達
イ　サイレン、半鐘による伝達
ウ　消防車、広報車による伝達
エ　防災情報提供システムによる伝達
オ　防災行政無線による伝達
カ　自治体情報配信システム（データ放送）による伝達
キ　電話による伝達
ク　自主防災組織等による伝達
ケ　直接訪問による伝達

６．避難信号

避難信号は、次のとおりとする。

種　　別	警鐘信号	サ　イ　レ　ン　信　号			
事前避難及び危険の予告	１　点　打	約５秒 ○	約15秒 休　止	約５秒 ○	約15秒 休　止
緊　急　避　難	乱　打	約１分 ○	約５秒 休　止	約１分 ○	約５秒 休　止
備　　考	信号継続時間は、適宜とする。				

７．避難の誘導

（１）避難の誘導にあたっては、消防団、自主防災組織との連絡を密にし、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に必要な情報の提供に努め、人命の安全を第一に行うものとする。

（２）避難の誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用するなどして、避難行動要支援者及び要配慮者を最優先に行い、危険な箇所には標識、縄張りを実施し、誘導員を配置して避難中の事故を防止するものとする。

（３）避難誘導員は、避難者の立退きにあたっては、携行品を必要最小限に制限し、円滑な立退きについて適宜指導する。

（４）携行品や幼児等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう避難者を指導する。

（５）避難者が自力により立退き不可能な場合は、車両等により輸送を行うものとする。

（６）福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等の連携の下、一人ひとりの要配慮者及び避難行動要支援者に対して、具体的な避難支援の整備を図り、また、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力のもと、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

８．避難場所の指定

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害の恐れのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民へ周知徹底を図るものとする。また、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等に周知徹底を図るとともに、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

（１）指定緊急避難場所の指定

町は、施設等の管理者の同意を得た上で、次の基準に適合する施設又は場所を、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の異常な現象ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

町は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

ア　地震以外の異常な現象を対象とする指定基準

（ア）管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

（イ）立地条件

異常な現象による災害の恐れがない区域内に指定緊急避難場所が立地していること。

（ウ）構造条件

異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースが確保されていること。

イ　地震を対象とする指定基準

アの管理条件に加えて、当該施設が地震に対して安全な構造であること、又は場所・その周辺に地震発生時に人命・財産に危険を及ぼす恐れのある建築物や工作物等がないこと。

（２）指定避難所

町は、施設の管理者の同意を得た上で、次の基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

町は、指定避難所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

ア　指定避難所の指定基準

（ア）規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであるこ

と。おおむね２㎡あたり１人とし、１００人以上収容可能な施設とする。

（イ）構造条件

速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

（ウ）交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

（エ）福祉避難所関係

要配慮者が相談・支援を受けることができる体制が整備され、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

（３）福祉避難所の指定等

ア　町は、一般の避難所とは別に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の指定を行う。

イ　町は、福祉避難所の対象者の概数を把握するとともに、福祉避難所として利用可能な施設を把握する。

ウ　町は、福祉避難所の指定にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること等に留意する。

エ　町は、福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設置するよう努める。

オ　町は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

カ　町は、前述の公示を活用しつつ福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接することができるよう努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

９．避難所の設置

地域別、避難施設及び場所は次のとおりとする。

なお、避難施設及び場所における収容地区、人員については、災害の種別、規模等を考慮して避難対象者に対し「４」の方法によりその都度場所を指定し指示するものとする。

【第１次避難場所】

避難地域	避難場所	施設等の状況	収容人員	電話番号
全域	総合会館	鉄筋２階建	５００	４６－０１１４
	－千綿地区に設置する場合－	—	—	—
	農村環境改善センター	鉄筋３階建	２００	４７－１１１１

【第２次避難場所】

避難地域	避難場所	施設等の状況	収容人員	電話番号
一ッ石里 蕪木場	一ッ石農事研修施設	木造平屋建	３０	—
	里農事研修施設	木造２階建	２００	—
	蕪みどり集会施設	鉄骨木造平屋建	２００	—
	蕪構造改善センター	木造平屋建	５０	—
	木場農事研修施設	木造平屋建	５０	４７－１９８８
中岳 平似田 駄地 瀬戸	千綿小学校	鉄筋３階建	１００	—
	旧千綿小学校	鉄筋３階建	１００	４７－０８２１
	千綿体育館	鉄骨平屋建	１００	４７－１４６３
	千綿児童体育館	木造平屋建	３０	—
	中岳集落センター	木造平屋建	５０	—
	高峰公民館	木造平屋建	５０	—
	平似田農事研修センター	木造平屋建	５０	—
	駄地公民館	木造平屋建	５０	—
	瀬戸公民館	木造平屋建	８０	４６－０２５８
	東部地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	木造平屋建	８０	—
遠目 太ノ浦 八反田 東宿 西宿	大野原周辺地区集会所	鉄骨平屋建	１００	—
	遠目公民館	木造平屋建	３０	—
	太ノ浦公民館	木造平屋建	３０	—
	八反田公民館	木造平屋建	５０	—
	東宿ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	木造平屋建	１００	—
	西宿公民館	木造平屋建	４０	—
東町 橋ノ詰 本町 金谷 蔵本	教育センター分室	鉄筋２階建	２００	４６－０７０５
	農民研修センター	鉄筋２階建	１００	—
	彼杵児童体育館	鉄骨平屋建	３００	４７－１５８７
	彼杵小学校	鉄筋３階建	１００	４６－００３８
	東彼杵中学校	鉄筋３階建	２００	４６－００４９
	彼杵港埋立地	—	５０００	—
	金谷公民館	木造平屋建	３０	—
	東町公民館	木造平屋建	３０	—
	橋ノ詰公民館	木造平屋建	５０	４７－１９７２
	本町公民館	木造平屋建	５０	—
	蔵本構造改善センター	木造平屋建	５０	４７－０８６８
	蔵本公民館	木造平屋建	５０	—
赤木 上杉 法音寺 川内 飯盛 樋口 山田 下三根	赤木集落センター	木造平屋建	５０	—
	上杉公民館	木造平屋建	２０	—
	法音寺公民館	木造平屋建	３０	—
	川内公民館	木造平屋建	５０	—
	飯盛公民館	木造平屋建	３０	—
	樋口農事研修施設	木造平屋建	５０	—
	上三根構造改善センター	木造平屋建	３０	—
	下三根集落センター	木造平屋建	７０	—
太ノ原	旧大楠小学校	鉄筋３階建	１００	—

中　尾 坂　本 菅無田	太ノ原公民館 中尾公民館 坂本ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 蔭平農事研修施設 菅無田農事研修施設	木造平屋建 木造平屋建 木造平屋建 木造平屋建 木造平屋建	７０ ３０ ７０ ３０ ３０	― ― ― ― ―
口木田 大音琴 浦 小音琴	口木田ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 旧音琴小学校 大音琴公民館 浦公民館 小音琴公民館	木造平屋建 鉄筋３階建 木造２階建 木造平屋建 木造平屋建	５０ １００ ５０ ３０ ５０	― ― ― ― ―
福祉避難所	コスモス苑 総合会館福祉センター	木造平屋建 鉄筋２建	３０ ４５	４６－１１３２ ４６－０１１４

１０．避難所の開設及び管理

（１）施設管理者に対する連絡

町長は、避難所として使用する施設等については、その施設管理者にあらかじめ承諾を得ておくものとする。また、避難所を開設するときは速やかに、その旨を施設管理者に連絡するものとする。

（２）避難所勤務要員の派遣

収容避難所を開設するときは、救護・支援班長は避難所への勤務要員を派遣し、避難所の管理と収容者の保護にあたらせるものとする。

また、避難所を開設した場合は、避難者名簿を作成することにより、避難者数を確認し、その実態の把握に努める。

（３）勤務要員の任務

ア　自治会、消防団、警察官、施設管理者等と緊密な連携のもとに避難者の収容にあたるものとする。

イ　避難者の不安の解消に努めるとともに、避難所の安全管理に万全を期するものとする。

ウ　災害対策本部に次の事項を報告するものとする。

（ア）　開設の日時、場所及び施設名

（イ）　収容人員

（ウ）　給食の要否、必要と認められる物資の必要量等

（４）良好な生活環境の確保

改正災害対策基本法では、避難所に滞在する被災者及び避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が改正を受けて策定する「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、避難所等における生活環境の整備にあたり平常時より必要な取組みを推進する。

（５）男女双方の視点に配慮した避難所運営

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着等の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・

入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DV について注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

（６）適切な感染症対策の実施

避難所における感染症対策に万全を期す必要があることから、密集・密接をさけるためのスペースの確保、換気や衛生対策の徹底に努めるものとし、感染症対策に有効と考えられる物資・資材の備蓄に取組むものとする。なお、下記のマニュアル等を活用し、避難者の健康管理や発熱者等の対応に十分配慮し、適切かつ円滑な避難所運営に努めるものとする。

〇避難所における感染対策マニュアル（2011 年 3 月 24 日版）

平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」

〇新型コロナウィルス感染症に対応した避難所運営マニュアル

（７）適切な衛生管理

指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

（８）暑さ対策

夏季は熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

（９）ペットの管理

飼い主はできる限り犬・猫等の愛玩動物と同行避難することとし、被災者支援の観点から、県と連携して、ペットと同行避難できる場所を確保し適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

１１．避難所に収容する者の範囲

（１）住家が被害を受け、居住の場所を失った者

（２）現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

（３）災害によって現に被害を受けるおそれがある者

１２．避難の事前準備と留意事項

（１）事前準備

ア　火気の取扱いに平素注意し、避難に際しては必ず電気ガス等危険物の始末を完全に行うこと。

イ　台風期には、風水害に備えて家屋の補強（屋根瓦等の飛散防止・雨戸、門等の完備）を行い浸水の予想される場合には家財を高所に移動させること。

ウ　会社、工場等にあっては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万端の準備を行うこと。

エ　浸水による油脂類の流失防止、カーバイト・生石灰等発火源の安全管理に努め、電気ガス等の保安措置を講ずること。

オ　病院・養老院等多数の病人、老人を収容している施設にあっては平素綿密

な避難計画を樹立し、これに基づく避難訓練等を実施し、警察消防機関と連絡を密にすること。

（２）避難時の留意事項

ア　服装は軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾、ヘルメット等をかぶり露出部分を少なくする。

イ　ガケ下、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどは出来るだけ避ける。

ウ　切れた電線やたれ下がった電線には絶対ふれない。

エ　老人・幼児・病人・障害者などのいる家庭では早めに避難する。

１３．学校、社会福祉施設等における避難対策

（１）学校

町教育委員会及び各学校長は、避難命令権者の指示に基づき、児童生徒等の避難が速やかに実施できるようあらかじめ次の事項について定めておくものとする。

ア　避難実施責任者

イ　避難の順位

ウ　避難の経路

エ　避難先及び避難人員

（２）社会福祉施設及び医療施設

社会福祉施設及び医療施設の管理者は、避難命令権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難が速やかに実施できるようあらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

１４．避難行動要支援者に対する支援対策

（１）避難行動要支援者名簿の作成及び名簿に掲載する者の範囲

町長は、本町に居住する要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活基盤が自宅にあり、自ら避難することができず、手助けを望めない者のうち名簿への登録に同意したもの

（ア）７５歳以上のひとり暮らし高齢者並びに７５歳以上の高齢者のみの世帯

（イ）要介護認定３～５を受けている者

（ウ）身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

（エ）療育手帳Ａを所持する知的障害者

（オ）精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者

（カ）難病患者

（キ）自治会もしくは民生委員が支援の必要を認めた者

（２）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

① 本町が作成する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

（ア）氏名
（イ）生年月日
（ウ）性別
（エ）住所又は居所
（オ）電話番号その他の連絡先
（カ）避難支援等を必要とする理由
（キ）前に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

② 避難行動要支援者の把握方法

本町は、避難行動要支援者を把握するために、関係各課で把握している要介護高齢者、障害者等の情報を集約する。又、難病患者等に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、町長は関係団体等から、必要な情報の取得に努める。

（３）名簿の更新に関する事項

本町は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、定期的に名簿情報を更新し、可能な限り、最新の状態に保つよう努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（４）避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者に対して避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）となる者は、警察、消防、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会等とする。

（５）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

本町は、平常時から名簿を提供することに同意している避難行動要支援者について避難支援等関係者に名簿を提供する。さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、組織の内部で名簿情報を取り扱う者を限定する等、情報漏えいを防止するための措置を講ずる。

（６）要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

本町は、要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるよう、通知又は警告をする場合に、多様な伝達手段の確保など特に配慮をすることに努める。

（７）避難支援等関係者の安全確保

本町は、避難支援等関係者が自ら安全確保に努めることが第一義であることを周知するとともに、避難行動要支援者に対し、状況によっては避難支援等関係者が支援できないこともあることを理解してもらうよう努める。

（８）個別避難計画

① 本町は、同意を得られた避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するものとする。個別避難計画には、基本法第４９条の１４第３項に定められた事項を記載し、又は記録するものとする。

② 本町が作成した個別避難計画は、基本法第４９条の１５に基づき利用及び

提供していくものとする。

１５．車中避難者を含む避難所以外の被災者対策

町は、自治会、消防団、ＮＰＯやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会、消防団、ＮＰＯやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談等の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオ等様々な方法による正確な情報の伝達を行い、生活環境の確保が図られるよう努める。

１６．警戒区域の設定

状　　況	指　示　者	対象者	措　　置
(1)災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合(基本法第６３条)	(ア)町長 (イ)警察官又は海上保安官(注１)	災害応急対策に従事する者以外の者	(ア)立入制限 (イ)立入禁止 (ウ)退去の命
(2)水防上緊急の必要がある場所(水防法第１４条)	(ア)水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ)警察官(注２)	水防関係者以外の者	(ア)立入禁止 (イ)立入制限 (ウ)退去の命
(3)火災の現場及び水災を除く災害(消防法第３６条において準用する同法第２８条)	(ア)消防吏員又は消防団員 (イ)警察官(注２)	命令で定める以外の者	(ア)退去の命 (イ)出入の禁止 (ウ)出入の制限
(4)生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合(警察官職務執行法第４条)	(ア)警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	(ア)退去の命

(注１)　町長若しくはその委任を受けて前記の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

(注２)　前記に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

避難者→避難支援係

（避難所名：　　）

No.

避　難　者　名　簿

①	世帯代表者 氏名					住　所 電　話	東彼杵町　　郷　　番地 電話番号（　　）　－ 携帯電話（　　）　－
②	入所日	年　月　日					
	家族	ふりがな 氏名	年齢	性別	続柄	番号	
				男 女			所属自治会名
				男 女			家屋の 被害状況：全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通
				男 女			親族など 連絡先
				男 女			
				男 女			支援区分：□ 避難所への入所を希望 □ 在宅のまま避難所サービスの利用を希望
	※ここに避難した人だけ書いてください。						
	その他、特別に在宅で医療をしている方（インスリン、透析等）、負傷、病気などの状況や、特別な要望があれば記入してください。						
	避難者の方で下記に該当する方は、その番号を上記の家族欄の「番号」に記入して下さい。						
	①乳幼児	**②妊産婦**	**③心身障害**	**④要介護**	**⑤体調不良**	**⑥その他** （　　）	
	特技や資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、氏名と特技・資格の内容をお書き下さい。 氏名　　特技・資格						
③	他からの問い合わせがあったとき 住所、氏名を公表してもよいですか？（よい　よくない）					登録日 （入所日）	※
④	退出年月日　　年　　月　　日						
	転出先　住　所 （氏名） 電話					登録解除日 （退所日）	※

◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が書いて避難支援係にお渡し下さい。

◎ ※印の箇所は、避難支援係が記入しますので避難者の方は記入しないで下さい。

［避難者の方へ］

・内容に変更がある場合は、速やかに係に問い合わせて修正してください。

・他からの問い合わせに対し、住所と氏名を公表してよいか、お書きください。

・名簿の内容を公表することによって、ご親族の方々に安否を知らせるなどの効果があります。
しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否についてはご家族で判断してください。

第８節　　食料供給計画

この計画は、罹災者等に対する食料の調達、炊き出し、配給等の迅速かつ確実を期するためのものである。

１．米穀の調達

（１）町長は、災害により応急に米穀の調達を行う必要があると認める場合は、米穀の供給体制をとるものとし、本町の供給体制のみでは供給できない場合には、知事に対し米穀の応急供給申請を行い供給を受けるものとする。

（２）応急供給申請は、原則として文書によるものとする。急を要する場合は電信電報等によるものとするが、緊急の場合等は一応供給または給食を実施の上事後速やかに手続きを行うものとする。

（３）応急供給申請にあたっては、必要数量とこれの基礎となる罹災者数等の所要事項を連絡するものとする。

（４）町長は、交通、通信等の途絶により知事に主食の応急供給申請ができない場合は、直接九州農政局長崎支局に対して申請するものとする。

２．米穀の供給範囲

災害時における応急用米穀の供給は、次の場合に行うものとする。

（１）罹災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合

（２）全町域的な災害により米穀小売業者等が通常の販売を行うことができない場合

（３）災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

３．給食の方法

（１）食品の供給は、罹災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

（２）供給品目は、米穀、実情により乾パンとする。

（３）炊き出しを実施する場合は、自治会、婦人会等の協力を得て実施するものとする。

（４）炊き出しに必要な施設及び器材は、学校給食センター及び公民館等施設の利用を図るものとする。

４．炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品の供給のための費用及び期間は、災害救助法の基準に基づき、災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

第９節　　衣料品及び生活必需品供給計画

この計画は、災害によって住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な罹災者に対して、これらの物資等を給与又は貸与することについて定めるものとする。

１．給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

２．給与又は貸与する品目

・寝具（毛布、タオルケット、布団等）
・衣料（作業衣、学童服、スカート、下着類）
・炊事用具（鍋、釜、バケツ、湯沸等）

３．給与及び貸与の方法

（１）救助物資は備蓄物資の放出によるものとするが、不足する場合は一括購入する。
（２）町長は、世帯構成別の被害状況等に基づき、救助物資の購入計画及び配分計画を立てる。
（３）配分については、配分計画に基づき、罹災の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分する。

第１０節　　給水計画

この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給するためのものである。

１．給水方法

災害対策本部の防疫・給水係は、次の方法により応急給水を行うものとする。

（１）１日１人当たりの水量は、災害発生から３日間はおおむね３ℓ、その後は20ℓを目標とする。

（２）被災地への給水は、合成樹脂タンク等を搭載し給水にあたるものとする。

（３）給水に際しては、防災情報提供システム、防災行政無線、広報車によって給水時間、給水の場所の周知を的確に行うものとする。

（４）広範な区域に給水が必要となった場合は、自衛隊、日赤のろ水給水班の出動を要請するものとする。

（５）飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生処理した後使用するものとする。

２．給水期間

飲料水の供給期間は、水道施設の復旧までとする。

３．水利状況

主な水利の種類、所在及び水量は次のとおりである。

種別	所在地また取水地点	水量（１日）	管理者	備考
上水道	彼杵地区配水池	2,000 ㎥	東彼杵町長	
〃	才貫田地区配水池	13 ㎥	〃	
〃	千綿地区配水池	626 ㎥	〃	
〃	坂本菅無田地区配水池	137 ㎥	〃	
〃	里地区配水池	136 ㎥	〃	
〃	太ノ浦配水池	36 ㎥	〃	

４．上水道施設の応急復旧

（１）被害状況の把握

上水道施設係は、災害発生後、直ちに給水施設の被害状況、電力等のライフラインの被害状況を把握する。

（２）上水道施設係は、給水施設に被害が発生した場合には、東彼杵町管工事業者の協力を得て、速やかに応急復旧工事を実施し、飲料水の確保に努めるものとする。

第１１節　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理計画

この計画は、災害のため住家が全壊（焼）又は流失し、自己の資力では住宅を確保することができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び住家が半壊（焼）し、自己の資力では応急修理できない者に対して、居住のため必要最小限度の部分を応急的に修理して罹災者の居住の安定を図るためのものである。

１．実施責任者

罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が行うものとする（知事からの委任を含む）。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画、実施、入居等は建設課が担当する。

２．応急仮設住宅の建設

（１）入居対象者

応急仮設住宅に入居、収容する罹災者は、災害により住家が全壊（焼）又は流出し居住する住家がない者及び自らの資力では住家を得ることができない者とする。

（２）建設方法

応急仮設住宅の建設は外注とし、町の定める指定業者の指名・請負工事とする。

資材は原則として請負業者持ちとするが、災害の状況により請負業者による調達が不可能か又は著しく不当な経費を要すると認められる場合は、資材の支給又は資材のあっせん調達を行うものとする。

（３）建設予定場所

応急仮設住宅の建設地は、安全で衛生的な場所を選定し、優先順位は次のとおりとする。

１．町有地　　２．国有地　　３．民有地

（４）入居者の選考及び供与期間

ア　入居者の選考にあたっては、民生委員児童委員等の意見を徴し、罹災者の資力その他生活条件等を十分調査の上決定する。

イ　供与期間は、建設工事完了後２ケ年以内とする。

３．住宅の応急修理

（１）応急修理の対象者

次の各号に該当する者であること。

ア　災害のため住家が半壊半焼し、自らの資力では応急修理ができない者。

イ　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

（２）応急修理方法

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分を対象とし、応急仮設住宅の建設方法に準じて行うものとする。

４．災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は、原則として知事が行うが、知事から委任された場合は町長が知事の補助機関として行うものとする。

第１２節　　医療及び助産計画

この計画は、災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、混乱したため被災地の住民が医療並びに助産の方途を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施し、罹災者を保護するため次により行うものとする。

１．災害の規模及び患者の発生状況により、町役場、各学校、総合会館、町内公共施設及び町内各病（医）院へ救護所を設け患者の医療にあたるとともに、日赤、医師会等に応援出動を依頼するものとする。

２．医療及び助産の対象者
　災害により医療の途を失い応急的に医療を施す必要がある者及び災害発生日以前又は以後７日以内に分娩した者であって助産の途を失った者。

３．医療及び助産の範囲
　ア　診察
　イ　薬剤又は治療材料の支給
　ウ　処置、手術、その他の治療及び施術
　エ　病院又は診療所への収容
　オ　看護
　カ　分娩の介助
　キ　分娩前後の処置
　ク　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

４．医療係による医療及び助産
　医療係は、町内の医療機関等の協力を得て体制づくりを行うものとする。
５．医療及び助産の期間
　医療の期間は災害発生の日から１４日以内、助産の期間は分娩した日から７日以内とするが、災害の規模に応じて期間を延長するものとする。
６．医療施設一覧
　町内にある医療施設は次のとおりとする。

名　称	所在地	電話番号	診療科目	病床数
鈴木病院	彼杵宿郷	４６－０１４５	精神科他	１８６
山住医院	彼杵宿郷	４６－１１６２	内科他	
岩永医院	瀬戸郷	４７－００１４	内科他	－
山川医院	彼杵宿郷	４６－００２０	内科	－
松村医院	馱地郷	４７－０７０９	内科他	－
三島眼科	蔵本郷	４６－０３４０	眼科	１１
なか歯科	蔵本郷	４７－１２６７	歯科	－
大安歯科	蔵本郷	４９－３３３７	歯科	－
やまさき歯科	三根郷	４６－０５４５	歯科	－

７．医療品及び衛生材料等の調達

各病院備蓄の医療品をもって処置するが、災害の規模及び患者の発生状況により、医療、助産の実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、町内における次の調達先から医療係において調達する。調達不能の場合は県央保健所または県薬務行政室に調達あっせんの要請を行うものとする。

調達先	所在地	電話番号	備考
酒井薬局	蔵本郷	４６－０１２１	
そのぎ薬局	蔵本郷	４６－０００１	

第１３節　　防疫計画

この計画は、災害発生時における生活環境の悪化による伝染病の発生、流行の未然防止に必要な防疫活動を実施するためのものである。

１．実施責任者

町長は、知事の指示に従って防疫上必要な措置を行い、防疫・給水係が担当するものとする。

２．防疫の実施

町は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下本節において「法」という。）規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

（１）感染症の病原体に汚染された場所の消毒

町は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

ア　感染症の患者がいる場所又はいた場所

イ　感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所

ウ　感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

（２）物件に係る措置

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、医療、寝具その他の物件について、感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒又は減菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次の基準に従って実施する。

ア　消毒にあっては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。

イ　廃棄にあっては、消毒、下記に規定する減菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。

ウ　物件措置としての減菌にあっては、高圧蒸気減菌、乾燥減菌、火炎減菌、化学減菌、ろ過減菌等により行うこと。

（３）ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

３．避難所の防疫措置

避難所は、応急仮設的で多数の避難者を収容するため不衛生になりがちであるので、県央保健所の指導を得て防疫活動を実施する。

この場合施設の管理者を通じてできるだけ衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て防疫の万全を期する。

４．防疫薬剤の調達

防疫用薬剤は、防疫係において町内の薬局、薬店から調達することとするが、調達不能の場合は県央保健所に調達あっせんの要請を行うものとする。

第１４節　　災害廃棄物処理計画

この計画は、災害時の被災地におけるごみの収集及びし尿の処理業務を適切に行い、環境衛生の万全を期するためのものである。

１．廃棄物処理体制の整備

（１）災害廃棄物処理計画

町は災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、町災害廃棄物処理計画を策定し、以下の措置を行うよう努める。

ア　近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互応援協力体制を整備する。

イ　仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ　生活ごみを含めた災害廃棄物（地震や大雨等の災害により発生する木くず、コンクリートがら、金属くず等の廃棄物）の一時保管場所である仮置場を確保し、し尿、生活ごみを含む災害廃棄物の広域的な処理・処分計画を作成すること等により災害時における応急体制の整備を図る。

災害廃棄物の仮置場については、関係者と協議の上、その候補地をあらかじめ選定しておく。

２．災害廃棄物の処理

（１）被災地の状況把握

災害の発生直後、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害と災害廃棄物の発生量見込み等について情報収集を行う。

（２）災害廃棄物処理実行計画

ア　町は、災害廃棄物を処理するにあたって、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、処理フローや仮置場の設置及び管理、焼却処理、最終処分場等の処理方法など、具体的な実施事項を整理した災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。

イ　廃棄物の収集・処理に必要な人員及び収集運搬車両が不足する場合は、近隣市町との相互協力体制を図るとともに、県に対して支援を要請する。

（３）し尿処理

ア　被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレの設置にあたっては、障害者等への配慮を行う。

イ　水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

（４）生活ごみ処理

災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には、生活ごみの収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理

するよう努める。

（５）その他の災害廃棄物の処理

ア　発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破砕･選別等の処理を行い、出来る限りリサイクルに努める。その後、焼却処理など減量化を図り、埋立処分を行う。

イ　処理にあたっては、再資源化・減量化のため、廃棄物の種類に応じた処分方法に留意し、処理フローを作成して処理を実施する必要があるが、その処理の工程等ごとに必要な事項について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

３．生活ごみ、し尿処理施設

施　　設　　名	所　在　地	処理能力	処　理　方　法
東彼地区保健福祉組合 川 棚 ご み 処 理 場	川棚町白石郷	４６ﾄﾝ ／１日	焼却処理方式ストーカ炉
東彼地区保健福祉組合 東彼地区環境センター	東彼杵町 蔵本郷	７７ｷﾛﾘｯﾄﾙ ／１日	高負荷脱窒素膜 分離方式

第１５節　　在港船舶対策計画

この計画は、災害発生時に際して、普通港湾及び漁港に停泊する漁船その他の船舶の危険を防止するためのものである。

１．船舶災害対策

町長は、関係機関と協力し、船舶の被害防止対策として、次の措置をとるものとする。

（１）船舶の被害を防止するため、災害が発生する恐れがある場合は、漁業協同組合及び関係地区長に対し、防災情報提供システムを通じて、災害情報の周知徹底を図るものとする。

（２）在港船舶は安全な泊地に移動させるほか、確実に固縛する等港内における停泊方法を指導する。

（３）岸壁繋留船舶は、離岸して錨泊させるが離岸できないときは、岸壁等に乗り上げないように、繋留方法について指導する。

（４）荷役中の船舶は、速やかに荷役を終了または中止させる。

（５）航行中の船舶は、早めに安全な港に避難するよう勧告する。

第１６節　　障害物除去計画

この計画は、災害時に際して土石、立木及び災害を受けた工作物等、障害物を除去し災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速的確に実施するためのものである。

１．実施責任者
災害による障害物の除去は、町長が行うものとする。（知事からの委任を含む。）

２．障害物除去の対象
障害物除去の対象は、次の各号に該当するものとする。
（１）居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあること
（２）自己の資力では障害物の除去ができない者

３．除去の範囲
日常生活に欠くことのできない場所に流入した障害物に限る。

４．障害物除去の費用、期間
災害救助法適用時に準じて、その程度によりその都度決定する。

５．障害物件の保管場所
（１）物件の保管場所は、その都度指示する。
（２）土石等の除去場所は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

第１７節　　輸送計画

この計画は、災害応急対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の輸送を迅速かつ確実に行うためのものである。

１．輸送方法

災害時の各種輸送は、輸送対象の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を考慮して、次のうち最も適切な方法によるものとする。

（１）車による輸送

JR 九州バス、西肥バス営業車輌を主として確保し、状況により被災地周辺域の営業車、自家用車の動員を行う。

（２）鉄道による輸送

JR 九州に協力を要請する。

（３）航空機による輸送

陸上自衛隊大村駐屯地に協力を要請する。

（４）人力による輸送

被災地区及び隣接地区の住民、消防団員の動員を行う。

２．輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは次のとおりである。

（１）罹災者の避難輸送

罹災者を長距離避難させるための輸送

（２）医療及び助産のための移送

重傷患者及び医療関係者の移送等

（３）罹災者救出のための輸送等

救出に必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

（４）飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材等の輸送

（５）救済用物資の輸送

罹災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食糧、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の整理配分のための輸送

（６）死体捜索のための輸送

死体捜索に必要な人員、資材等の輸送

（７）死体処理のための輸送

死体処理のために必要な人員あるいは衛生材料等の輸送及び死体を移動させるため必要な人員、死体等の輸送

（８）その他災害応急対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の緊急輸送

３．輸送力の確保

車両、船舶等の確保については、次の方法で行うものとする。

（１）車両等の確保（乗用車、貨物自動車、特殊自動車等）

ア　町有及び公共団体の車両
イ　営業用の車両
ウ　自家用の車両等

（２）船舶の確保

ア　公共団体の船舶
イ　営業用の船舶
ウ　自家用の船舶

（３）県及び近隣市町への応急要請

町で車両等の確保が困難な場合は、県及び近隣市町へ応急要請をするものとする。

４．航空機の要請

交通が途絶した場合や緊急に航空機による輸送が必要となったときは、「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

５．鉄道への協力要請

道路被害等により車両による輸送が不可能なとき、または災害応急対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の輸送について、鉄道輸送が適当なときは、ＪＲ九州へ協力を要請する。

６．応援協力要請の手続

町長は、他の災害対策実施機関又は関係業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台数等必要な輸送条件を明示して行うものとする。

７．費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可及び届出運賃料金以内）によるものとする。なお、自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね８割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げの時は賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求にあたって、債権者は輸送明細書（別記様式）を請求書に添付して提出するものとする。

輸　送　明　細　書

ア　輸送明細

従事会社名		会社所在地	
車 輌 番 号		運 転 手 名	

出庫時間	帰車時間	稼働時間	走行粁数	請求金額	備　　考

イ　作業内容

発 地 着 地	作業内容粁数（回数）	金　　額	概　　要

第１８節　　文教応急対策計画

この計画は、文教施設の被災及び小・中学校児童生徒の罹災に対して応急教育の確保を図るためのものである。

１．文教施設の応急対策

（１）災害が発生した場合、その被災程度の大小にかかわらず、学校長は教育長に遅滞なく被害の状況及びこれに対する応急措置の概要を報告しなければならない。

この報告は、書類報告の事前に電話等により最も速やかに到達する方法により実施しなければならない。

（２）教育長は被災校に職員を派遣して被害状況を収集し、関係機関に報告するとともに、直ちに授業ができるよう措置するものとする。

（３）教育長は、消防団等の関係機関に応援、協力を求める必要があるときは、適宜連絡しその調整を行うものとする。

（４）休日、休校中に被害が発生した場合は、当該学校長は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努めるものとする。

（５）当該学校長は、災害の状況に応じ直ちに教職員に勤務を命じ、災害の状況把握及び応急対策にあたらせるものとする。

（６）災害の程度によっては、文教施設が避難所に指定される場合もあるため、教育長は、収集した被害情報に基づき、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧、応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

２．応急教育措置

（１）休校措置

ア　大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は町教育委員会と協議し必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ　休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災情報提供システムその他の方法により児童生徒に周知するものとする。

ウ　休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて地区担任教師が各地区の安全な場所まで誘導して帰宅させる。

（２）学校長は、災害の状況により児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護した児童生徒数その他必要な事項を報告する。

（３）避難措置

ア　実施責任者は学校長とする。

イ　避難順序は、非常口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員等を必ずつけて誘導する。

ウ　学校長は、避難誘導の状況を逐次町教育委員会に報告し、又は町災害対策本部に通報するなどして保護者に通報する。

エ　学校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。

（４）健康管理

ア　学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

イ　被災児童生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

ウ　浸水被害を受けた学校については、教室、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

（５）学校施設の確保

ア　被害の程度により応急措置のできる範囲のときは、できるだけ速やかに修理し施設の確保に努める。

イ　校舎が利用できない場合

（ア）校舎の一部が利用できない場合は、特別教室、屋内体育館施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

（イ）校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、総合会館等の公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。

（ウ）応急仮設校舎の建設を検討する。

（エ）その他町内全域が被害を受けるなど町内での施設の確保が困難な時は、県教育委員会に施設のあっせんを要請する。

（オ）各学校別の応急教育予定場所は、おおむね次のとおりとする。

各学校の応急教育予定場所

（令和７年６月９日現在）

学　校　名	児童生徒数	予　定　場　所	収容能力	備　　考
彼杵小学校	２１４	総合会館 彼杵児童体育館	５００ ３００	
千綿小学校	１０２	農村環境改善ｾﾝﾀｰ 千綿児童体育館	２００ １００	
東彼杵中学校	１５６	総合会館 彼杵児童体育館	５００ ３００	
合　　計	４７２		１，１００	

３．教科書及び学用品の給与

（１）給与の対象者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水による被害を受けた小・中学校の児童生徒で、学用品を喪失又はき損し入手することができない者

（２）調達及び給与の方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連携を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達のあっせんを要請する。

（３）給与品目及び費用等

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

（４）災害救助法による教科書及び学用品の給与

災害救助法による教科書及び学用品の給与は、県計画に定めるところによる。

４．学校給食対策

町教育委員会は、学校給食センターが災害により調理実施できないときは、パン、牛乳の給食を実施するものとする。

パン、牛乳の給食もできないときは、弁当を持参させることとする。

５．公民館及びその他の社会教育施設対策

公民館等社会教育施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施するものとする。

第１９節　　死体捜索及び収容埋葬計画

この計画は、災害のため現に行方不明の状態にあり、各般の事情からすでに死亡していると推定される者を捜索し、又は死亡者の死体処理を行い民心の安定を図るために定めるものである。

１．死体の捜索

（１）実施責任者

ア　町長が関係機関の協力を得て行う。

イ　災害救助法が適用された場合は原則として知事が行い、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は町長が知事の補助機関として行う。

（２）捜索の方法

ア　災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると判断される者については、ただちに死体捜索に切り替える。

イ　死体の捜索は、消防団、自治会等関係機関の協力を得て行う。

ウ　災害対策本部内等に実働機関の調整の場を設け、関係機関の責任者は相互の情報交換、捜索等の地域分担等を行うことにより、効率的な活動を行うものとする。

２．死体の収容

（１）あきらかに災害によって死亡したと認められる死体を発見したとき、また死体がある旨の届出を受けた場合、警察官による死体見分とともに、死因、身元、その他の調査を受けたあと、あらかじめ設置された特定の場所（公共施設又は寺院等）に収容する。

ただし、身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに死体を速やかに遺族などに引渡すものとする。

３．収容後の処理

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

死体の識別等のための処理

（２）死体の一時保存

身元識別のため、相当の時間を要し、また多数の死体を短時日の間に埋葬することが困難な場合に、死体を特定の場所に集めて、埋葬が行われるまでの間一時保存する。

（３）死体見分

死因その他について医師の立会を求めて必要な見分を行う。

４．死体の埋葬

（１）埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合

（２）埋葬の方法

ア　原則として火葬とするが、習慣又は状況により土葬する。

イ　棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。

第２０節　　水防計画

この計画は、水防法（昭和２４年６月４日施行）第３３条に基づき、洪水又は高潮等による水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減する目的をもって、町内の河川・海岸及び溜池に対する水防上必要な予報、警戒、通信、連絡及び水防のための水防関係団体の活動協力、及び応援並びに水防に必要な資機材及び設備と運用を図るものである。

１．水防の責任

（１）水防管理団体の責任

町は、本水防計画に基づき、その区域内の水防を十分に果たさなければならない。

（２）放送局、ＮＴＴ、その他の通信報道機関の責任

水防上、緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

（３）溜池管理者の責任

溜池管理者は、当該溜池の管理に万全を期し、水害が予想されるときは、水防管理者の指揮に入り、その指示に従わなければならない。

（４）居住者等の義務

居住者等は、水害が予想される場合は、進んで水防に協力し、水防管理者又は水防関係団体の長から出動を命じられた場合は、水防に従事しなければならない。（水防法第２４条）

２．重要水防区域と重要水防箇所

管内の水防区域のうち、特にその現状から、洪水、高潮等が公共上に及ぼす影響のあるものを重要水防区域及び重要水防箇所とし、本計画書資料編に掲載のとおりである。

３．知事が水位情報を通知及び周知する河川（水防法第１３条）「水位情報周知河川」

河川名	水位情報周知区間	基準量水標 及び水位基準	水位情報発信者	関係水防 管理団体
彼杵川	左岸：坂本郷～海 右岸：坂本郷～海	「４．対象量水標及び指定水位」のとおり	県北振興局長	東彼杵町

４．対象量水標と指定水位

河川名		量水標名	水防団 （消防団） 待機水位	氾　濫 注意水位	避　難 判断水位	氾　濫 危険水位
彼杵川	水位周知河川	彼杵大橋	1.91m	2.22m	2.31m	2.65m

※水位情報周知河川とは、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる恐れがある河川において、住民の皆様が安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位「氾濫危険水位」に達した時、その旨を関係機関に周知するとともに、一般に周知しなければならない指定した河川のことである。（水防法第 13 条）

※氾濫危険水位とは、氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（水防法第 13 条１項）であり、避難時の目安になるものである。

５．水防活動

（１）河川等の巡視

水防管理者は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡回し、洪水、高潮のおそれがある箇所があるときは、直ちに県河川担当課又は港湾部等の河川、堤防等の管理者に必要な措置を求める。

（２）水位情報に係る出動

対象河川の水位が氾濫注意水位に達したときは、町関係課及び消防団は所要の増員及び増隊を行い、出動の準備をする。

（３）警戒出動等

（２）によるほか、雨量、潮位等により水防上必要があると認められるときは、消防団は必要に応じ出動又は出動の準備をする。

（４）水防巡視

河川水位が通報水位（消防団待機水位）又は警戒水位（氾濫注意水位）に達したときは、関係消防機関に通知するとともに、「水防信号」及び広報車等により周知し、必要な人員を招集し警戒、水防活動などに当たらせる。

ア　水防信号は、次のとおりとする。

区分／方法	警鐘信号	サイレン信号
第１信号	○休止　○休止　○休止	約５秒　約15秒　約５秒　約15秒　約５秒 ○－　休止　○－　休止　○－
第２信号	○○○　○○○　○○○	約５秒　約６秒　約５秒　約６秒　約５秒 ○－　休止　○－　休止　○－
第３信号	○○○○　○○○○ ○○○○	約10秒　約５秒　約10秒　約５秒　約10秒 ○－　休止　○－　休止　○―
第４信号	乱打	約１分　約５秒　約１分 ○－　休止　○－

（備考）

①第１信号は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

②第２信号は、消防団の出動を知らせるとき。

③第３信号は、区域内居住者に出動を知らせるとき。

④第４信号は、必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせるとき。

⑤警鐘信号及びサイレンとの併用は妨げない。

⑥危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

６．水位の通報

（１）総務課は、水位情報の通知を受けたときはその旨を消防団に速やかに連絡する。

（２）（１）の通知を受けた消防団は、下記のとおり水位の観測を行い、観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込み等を総務課に連絡する。

ア　水防団（消防団）待機水位に達したとき

イ　水防団（消防団）待機水位を超えたとき

ウ　氾濫注意水位に達したとき

エ　氾濫注意水位を超えたとき

オ　避難判断水位に達したとき

カ　氾濫危険水位に達したとき

キ　氾濫注意水位に下がったとき

ク　水防団（消防団）待機水位に下がったとき
ケ　特に指定されたとき

（３）水位の観測結果の連絡を受けた総務課は、観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込み等を県北振興局に報告する。

７．要配慮者利用施設

（要配慮者利用施設の定義）

水防法第１５条第１項第４号に定める施設とは、次に定める施設とする。

なお、対象河川の要配慮者利用施設は、本計画書資料編に掲載のとおりとする。

要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの）

（１）病院、診療所

（２）老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者更正援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設

（３）認定こども園、小中学校

８．潮位の通報

（１）消防団分団長は、高潮に関する予・警報の通知を受けたときで高潮の危険が予想されるときは、変動を監視し潮位並びに最高波高を総務課に報告する。

９．溜池等の巡視

総務課は、災害の発生するおそれがあるとき又は気象の状況から必要があると認めたときは、溜池等を指定して巡視を消防団、建設課に要請する。

１０．通信施設の確保

町は、電話、ＦＡＸ、防災情報提供システム等の機能が常に良好な状態であることを確認し、防災関係者間の通信及び住民等への伝達手段を確保する。

１１．協力及び応援

（１）河川管理者の協力

河川管理者（長崎県）は自らの業務等に照らし可能な範囲で、町が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア　河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ヘリ巡視の画像等）の提供

イ　重要水防箇所の合同点検の実施

ウ　町が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ　町の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与

オ　町の人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

（２）自衛隊の派遣

町は、水防上、自衛隊の派遣を必要と認めたときは、県を通じて自衛隊の派

遣を要請する。

１２．水防倉庫及び備蓄資材器具

消防団各分団の詰所に備蓄しておく資機材は次のとおりとする。

種類	単位	数量	種類	単位	数量
土のう袋	袋	2,100	スコップ	丁	100
鋼杭	本	200	ハンマー	丁	10
ブルーシート	枚	20	両つるはし	丁	19
ロープ	m	680	発電機	基	9
掛矢	丁	13	照明灯	基	11

１３　水位情報周知河川に関する避難計画

この計画は、水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域における洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため定めるものとする。

（１）避難の基本方針

ア　浸水想定区域内の居住者は、避難場所の非浸水階層に避難する。

イ　避難場所へ避難できない者は、付近の堅牢な建物（非木造）の非浸水階へ避難する。

（２）避難指示基準

ア　彼杵川

第 7 節避難計画２によるものとする。

（３）避難指示対象区域

避難指示対象区域は、本計画書資料編に掲載する彼杵川浸水想定区域図を基本とする。

（４）洪水予報、避難指示等の伝達

水防法第 15 条第 1 項第 1 に基づき伝達する。避難指示等の伝達は、第 7 節避難計画４によるものとする。

（５）避難場所

避難予定場所、収容人員等については、第 7 節避難計画９によるものとする。

（６）要配慮者利用施設の名称及び所在地

番号	施設種別	施設名	所在地	連絡先
1	診療所	山川医院	彼杵宿郷 93	46-0020
2	診療所	山住医院	彼杵宿郷 395-3	46-1162
3	診療所	三島眼科医院	蔵本郷 1716-6	46-0340
4	診療所	なか歯科医院	蔵本郷 1830-2	47-1267
5	デイサービス	デイサービスのんの	蔵本郷 1232-1	46-0078
6	通所介護事業所	社会福祉協議会	彼杵宿郷 706-4	46-0619
7	幼保連携型認定こども園	ひまわりえん	彼杵宿郷 362-1	46-1485
8	児童クラブ	学童保育にこにこはうす	彼杵宿郷 483	46-0322
9	小学校	彼杵小学校	蔵本郷 1881	46-0038
10	障害者支援施設	特定非営利活動法人すてっぷあっぷ	三根郷 1324	47-1161
11	障害者支援施設	そのぎ苑	彼杵宿郷 549-1	47-1888

第２１節　　消防計画

この計画は、火災その他の災害を警戒及び鎮圧し、住民の生命身体及び財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。

１．消防団の編成及び消防施設

本町消防団の編成及び消防施設は次のとおりである。

（令和７年４月５日現在）

分　　団	団員数		消防ポンプ等			管　轄　区　域
	定員	実員	ポンプ車	小型ポンプ付積載車	小型ポンプ	
本　　部	１６	１６				
第１分団	４４	３９ (補助団員 7)		２		一ッ石郷、里郷、木場郷、蕪郷
第２分団	５２	４０ (補助団員 7)		２		中岳郷、平似田郷、駄地郷、瀬戸郷
第３分団	３８	３９ (補助団員 8)	１	１	１	遠目郷、千綿宿郷、八反田郷、太ノ浦郷
第４分団	３８	３０ (補助団員 1)	１	１		彼杵宿郷
第５分団	４５	４２ (補助団員 6)		２		法音寺郷、川内郷、三根郷、彼杵宿郷
第６分団	４３	３８		２		坂本郷、中尾郷、管無田郷
第７分団	３３	３２ (補助団員 1)		２		蔵本郷
第８分団	３３	２６ (補助団員 4)		２		口木田郷、大音琴郷、小音琴郷
合　　計	３４２	３０２	２	１４	１	

２．火災出動計画

火災の覚知と同時に迅速かつ的確に消防団を出動させるため、次のとおり定める。

（１）出動準備

各分団は、いかなる時に災害が発生しても対応できるよう日頃から消防車輌、各種機械器具の点検・整備を実施する。

（２）自己管理

火災発生に即応するために、常に自分自身の体調を整えておく。また、外出時には、連絡体制の確保を必ず行い、緊急時に備える。

（３）事前計画

各分団は、日頃から担当地区の管内調査を徹底して行い、水利状況、地理状況の把握に努め、事前出動計画の研究を行う。

（４）出動及び解散

ア　団員は、団長の招集命令によって出動し、服務する。
イ　召集の命を受けない場合でも、火災等の発生を知ったときは、あらかじめ決められた要領に従い、直ちに出動して服務する。
ウ　集合・解散を必ず行い、人員報告及び人員・機材の事故の有無を団長へ報告する。
エ　火災発生の種類により、下記の流れに沿って出動する。

火災発生
- 家屋火災 ― サイレン吹鳴・防災情報提供システム ― 全分団出動
- 林野火災 ― 現場確認
  - 地元分団出動
  - 全分団出動（サイレン吹鳴・放送）

（５）報告及び現場での指揮
ア　火災現場に到着の際は、直ちに現地本部へ到着の報告を行う。
イ　現場指揮は団長が行う。団長不在の場合は副団長が、副団長不在の場合は本部主事が指揮をとる。
ウ　消防応援協定により、他市町から応援を受けた場合、応援隊の指揮は、本町団長が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。
（６）交通法規の遵守
消防車輌を運転するときは、平常時は道路交通法で定められた速度を守り、緊急出動の場合は、次の点に注意する。
ア　赤信号の交差点通過時には、原則として交差点に進入する直前に一時停止する。
イ　一時停止のある交差点においても、アと同様とする。
ウ　サイレンを鳴らしていても、他の車輌は、直ちに避譲しないことが多いため、優先通行権を過信してはならない。
エ　万が一、交通事故を起こしたとき、特に緊急のある場合は、処理団員を残し、現場に赴き防御にあたるとともに、事故発生の状況を団本部に報告する。

３．火災防御対策
火災の発生に対し、組織的な消防活動を展開し、防御技術をもって、最良の消防力を投入することで、火災による被害の軽減を図り、町民の生命、財産を保護するため次のとおり定める。
（１）無線機の取扱い
火災現場での指揮命令を徹底するために防災行政無線の有効的な活用を図るとともに、平時から無線機の状態を確認及び取扱いの指導、習熟に努めること。
なお、火災現場では、必ず無線従事者を専任配置すること。

（２）現場到着
ア　現場到着報告

防災行政無線により必ず現場到着を団本部へ報告する。

イ　現場の確認

地理・地形、延焼の恐れ、林野火災の恐れ等現場状況を把握し、団員の配備、機械の配置方法を考慮する。活動体制が整い次第、速やかに団本部へ詳細を報告する。

ウ　現場本部の設置

指揮本部が到着するまでは、先着分団を現場本部とする。先着分団の責任者は、指揮本部が到着するまで、現場の総括指揮をとる。

エ　水利部署

・先着隊は、水利種別に関係なく火点直近の水利に部署する。

・出動順路に応じた水利を選定する。

・後着隊は、先着隊の水利を考慮して、水量豊富な水利を選定、部署する。

・防火水槽使用の場合は、残水量を考慮し、早期に充水を行う。

オ　水利部署上の注意点

・水利部署に際しては、後着隊の通行、活動等を考慮し、道路の片側による。

・火点直近部署する場合は、火災による被害・影響に配慮する。

・その他、落差、地盤の軟弱等に注意する。

カ　交通整理及び規制

火災現場到着後、消火体制が確立されたとき点で、交通整理員を選定し、迂回路の指示、駐車禁止及び駐車場等の指示を行うとともに、警察官との連絡を密にして指示に従うこと。

（３）現場活動

ア　ホース延長

落下物・倒壊を予想して、軒下・窓下を避けて延長し、必要に応じて二又分岐管を活用する。

イ　送水

送水時には、機関員と筒先担当員との間で、伝令・無線連絡を活用し、厳密な連携のもと行う。

ウ　注水

・万全な注水姿勢を確保し、注水目標は一点に固定することなく、火勢の状況に応じて位置を変え、死角等を排除する。

・不必要な放水は避け、火災初期の水損防止に留意する。

エ　安全管理

・火災現場は常に危険が存在するため、各々が活動環境を把握し、危険に対する警戒心を強め、危険性の事前排除に努める。

・危険情報を察知したら、現場の前団員に周知徹底し、直ちに指揮本部に報告する。

（４）総括指揮者の任務

総括指揮者は、下命に際し、常に危険性に配慮するとともに、部下の活動環境を把握し、危険性の事前排除に努める。また、危険性が著しい場合は、躊躇なく一時退避等の緊急措置を下命すること。

（５）残火鎮滅

ア　残火処理時の留意事項

・高い所から順次低い所に、周囲から順次中央部に移行し注水する。

・とび口等での小破壊、堆積物の掘り起こし作業を行いながら注水する。

・過剰破壊や、過剰注水による水損防止に注意するとともに、火災原因調査のための現場保存にも配慮する。

イ　残火処理時の安全管理

・残火処理は、足場等が不安定な場合が多いので細心の注意を払う。

・釘やガラス等の踏み抜きに注意する。

・梁・瓦・天井材料等の落下物に注意する。

ウ　再燃危険の排除

再燃火災を防止するため、火災現場の管轄分団は現場警戒を行い、巡回を行う。

（６）撤収・解散

ア　使用資機材の撤収

・使用資機材は、数量及び異常の有無を確認し積載する。

・使用ホース等は引き上げ途中に落下しないよう確実に積載する。

イ　人員報告

・撤収作業完了後、団員は指示された位置に集合する。

・分団長は本部に対し出動人員・機材の事故の有無を報告する。

・人員報告終了後、本部指示により分団は帰所し、団現地本部を解散する。

ウ　引き揚げ時の留意事項

現地参集した団員を含め、引き揚げ時の交通事故防止に努める。

エ　出動準備及び解散

・新しいホースを速やかに積載替えし、直後の出動に備える。

・燃料の補給を行い、使用した資機材の整備・点検を行う。

・資機材の点検終了後、分団長指示のもと解散する。

オ　報告

火災防御活動報告書を作成し、本部（事務局）に提出する。

４．風水害に対する防災対策

（１）気象状況の把握

大雨が降るおそれがあるとき又は台風の接近が予想されるときは、団員は、テレビ、ラジオ等により気象情報の把握に努めるものとする。

（２）情報の収集及び伝達

ア　団員は、危険区域内の警戒巡視、情報の収集、避難の指示等の伝達広報を実施する。

イ　情報の報告、連絡等は、電話、防災行政無線を有効に活用する。

ウ　住民に対する情報の伝達又は広報は、関係機関と協力し、消防車による広報で周知徹底を図る。

（３）団員の非常招集

ア　災害警戒（対策）本部長は、警戒体制をとる必要があると認められるときは、その配備種別を指定し、所要人員の非常招集を命ずる。

イ　団員の非常招集は、各分団長に電話による招集か、必要に応じて防災情報提供システムにより招集する。

ウ　特に緊急を要する場合は、団長又は副団長（団長等に連絡するいとまがないときは分団長）が直接所要の団員を招集することができるものとし、この場合速やかに対策本部に報告しなければならない。

エ　各分団は、あらかじめ分団内の非常招集計画を定めておくものとする。

オ　団員の応召場所は、各消防詰所とする。

（４）団員の警戒

ア　招集を受けた団員は、団長又は分団長の指示により管轄区域内を適宜巡回して危険箇所の発見と防除に努め、さらに住民に対して防災体制の指導と予定避難場所の周知に努めるものとする。

イ　特に所轄内に山崩れ、がけ崩れの発生するおそれの多い地区及び大雨により氾濫するおそれのある溜池及び河川沿岸を管轄する分団は、警戒を厳重に行うものとする。

（５）事前措置

団員は、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、又は物件の除去、保安その他の措置をとる必要があると認められるときは、直ちに災害警戒（対策）本部に報告しなければならない。

（６）警戒区域の設定

ア　災害が発生し、又は発生しようとしている現場において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、直ちに警戒区域を設定し、防災業務に従事する者以外の者に対し当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域から退去を命じ、住民等の保護にあたるものとする。

イ　警戒区域を設定したときは、必要な箇所にロープをはるとともに、標示等によって明示し、かつ警戒員を配置する。

ウ　警戒区域を設定したときは、直ちに災害警戒（対策）本部に報告する。

（７）現場活動

ア　災害が発生するおそれがある場合等の事前措置及び災害が発生した場合の応急作業は、主として地元分団で行い、さらに応援を必要とするときは、隣接分団の出動を求める。

イ　応援出動の要請は、原則として災害警戒（対策）本部を経て行うものとするが、その連絡が困難又はそのいとまがないときは、現場にいる団長もしくは副団長（分団長）又は消防隊の指揮者が直接要請することができる。

この場合、速やかに災害警戒（対策）本部に報告しなければならない。

５．応援部隊の要請

（１）非常災害の発生により、本町の消防力をもっても対応困難な場合は、相互応援協定を締結した市町に対し応援を要請するものとする。

応援要請手続き等については、「長崎県県北区域防災相互応援協定」及び協定細則に定めるところによる。

第２２節　　公安警備計画

長崎県地域防災計画の定めるところによる。

第２３節　　自衛隊災害派遣要請計画

この計画は、災害に際し人命財産の保護のため、自衛隊法第８３条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する必要な事項を定め、自衛隊要請の迅速を図るためのものである。

１．自衛隊の災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請は、天災地変その他の災害に関して人命又は財産の保護のため急を要し、町、警察、消防団等では対処し得ないと考えられるときに行うものとし、おおむね次の基準によるものとする。

（１）人命の救助又は財産の保護の必要がある場合
（２）水害、高潮等の災害が発生し、又は災害の発生が予想され、緊急に水防措置が必要な場合
（３）大規模な火災が発生し、自衛隊の派遣を必要とする場合
（４）災害のため救援物資の輸送を必要とする場合
（５）災害のため、主要道路が不通となり、応急措置が必要な場合
（６）その他応急の医療、防疫、給水及び通信支援等が必要な場合

２．災害派遣要請依頼

（１）町長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自衛隊の派遣要請を必要と認めるときは、次の事項を明らかにした文書により、知事に対し災害派遣要請依頼を行うものとする。

ただし、緊急でやむを得ない場合は、直接最寄部隊へ要請し、事後手続きとして県知事から正式手続きを行うものとする。

ア　災害の状況及び派遣を必要とする事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣区域、活動内容、その他必要事項

（２）派遣要請事項

ア　車輌、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
イ　避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
ウ　行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
エ　堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
オ　火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
カ　道路または水路の警戒措置
キ　救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
ク　被災者に対する炊飯及び給水支援

ケ　救援物資の無償貸与又は譲与
コ　危険物の保安及び除去
サ　その他町長が必要と認める事項

（３）自衛隊の災害派遣要請は総務班（総務課）が行うものとする。

（４）派遣要請を行う場合の連絡及び関係書類の提出先は、県総務部危機管理課とする。

３．派遣部隊の受け入れ措置

（１）町長は、知事から災害派遣の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置するものとする。

ア　派遣部隊の宿泊施設、車輌、機材等の保管場所等の準備その他受け入れのために必要な措置をとる。

イ　派遣部隊及び県との連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の高級責任者を連絡調整員として指定する。

ウ　応援を求める作業の内容、所用人員、使用機材等の準備等の計画を作成し、部隊の到着と同時に作業ができるようにする。

（２）派遣部隊が到着した場合は、次の要領により措置するものとする。

ア　派遣部隊を集結地に誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と作業計画について協議し、調整のうえ、必要な措置をとる。

イ　町長は次の事項を県危機管理課に報告する。

（ア）派遣部隊の長の官職、氏名
（イ）隊員数
（ウ）到着日時
（エ）従事している作業の内容及び進捗状況
（オ）その他参考となる事項

４．地上と航空機との交信方法

（１）目的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立地区と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

（２）地上から航空機に対する信号

旗の色別	事　態	事態の内容	希望事項
赤　旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（緊急に手当を要する負傷者が発生している）。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄　旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青　旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※　旗は１辺１ｍの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

（３）地上からの信号に対する航空機の回答

事項	信　　号
了　　解	翼を振る（ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する。）

（４）航空機から地上に対する信号

事　　項	信　　号	信　号　の　内　容
投　　下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘　　導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督　　促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

（５）地上にヘリコプターの着陸を希望する際はその希望地点に直径１０ｍのⒽを図示し風向の吹流し又はＴ字型（風向→ ⊢）で明確に示すものとする。

５．災害派遣の撤収要請

（１）町長は、派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について、知事に要請するものとする。

（２）撤収要請事項

ア　撤収日時

イ　撤収要請の事由

ウ　その他

６．経費負担区分

おおむね次の事項については、通常派遣を受けた町側の負担とする。

なお、細部については、その都度災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

（１）派遣部隊の救援活動に必要な資料及び器材（自衛隊装備器材を除く）等の購入借上げ又は修理費。

（２）災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料。

（３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等。

（４）無作為による損害補償。

７．自衛隊派遣要請の際の連絡先

区　　分	所　在　地	電　　話	担　　当
第１６普通科連隊	大村市西乾馬場町 416	0957-52-2131	
自　衛　隊 長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25	095-826-8844 FAX　8846	
県危機管理課	長崎市尾上町 3-1	095-824-3597	

８．派遣要請の系統

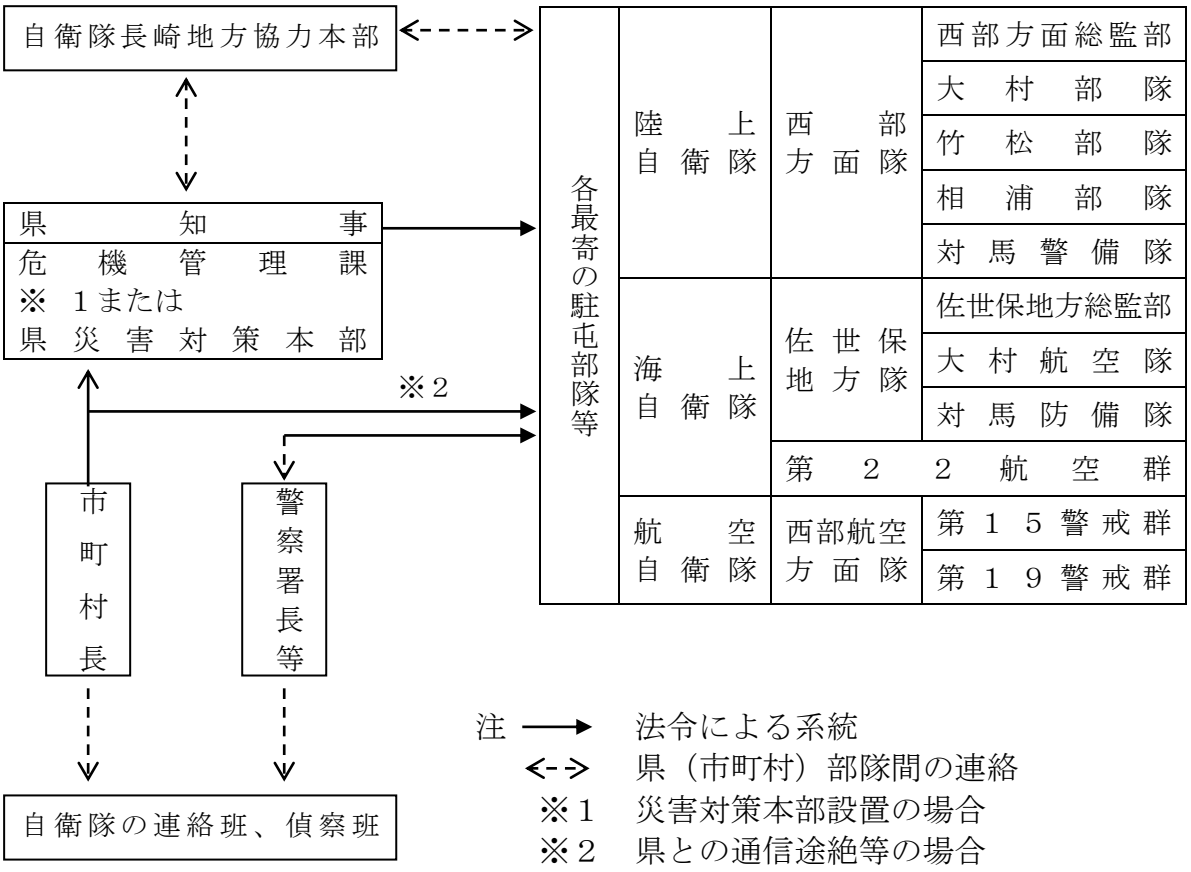
自衛隊長崎地方協力本部
県知事
危機管理課
※１または
県災害対策本部
※２
市町村長
警察署長等
自衛隊の連絡班、偵察班
各最寄の駐屯部隊等
陸上自衛隊
西部方面隊
西部方面総監部
大村部隊
竹松部隊
相浦部隊
対馬警備隊
海上自衛隊
佐世保地方隊
佐世保地方総監部
大村航空隊
対馬防備隊
第２２航空群
航空自衛隊
西部航空方面隊
第１５警戒群
第１９警戒群
注
法令による系統
県（市町村）部隊間の連絡
※１　災害対策本部設置の場合
※２　県との通信途絶等の場合

第２４節　　民間団体要請計画

この計画は、災害時における応急対策の万全を期するため、民間団体の協力態勢の整備確立を図るためのものである。

１．実施責任者

民間団体への要請は、町長又は町教育委員会が実施するものとし、町では処理不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町に連絡し、当該市町の応援協力を求めて応急措置にあたるものとする。

２．協力要請団体

（１）自治会

（２）婦人団体（彼杵婦人会・千綿婦人会）

３．協力活動内容

民間団体は、おおむね次のような作業に従事するものとする。

なお、活動内容の選定にあたっては、これら団体の意見を尊重して決定するものとする。

（１）炊出しその他災害救助の実施

（２）清掃及び防疫の実施

（３）災害対策用物資、資材の輸送及び配分

（４）被災世帯の調査把握

（５）応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

（６）避難の誘導

（７）災害情報の収集・通報・相互間の連絡

（８）上記作業に類した作業の実施

（９）軽易な事務の補助

第２５節　　義援金品募集配分計画

この計画は、原則として大規模災害による被災者に対する義援金の募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものとする。

１．義援金の配分

町及び県は、義援金については、以下の義援金募集配分計画により募集及び配分を行う。

（１）実施期間

町、県、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会、社会福祉協議会

（２）募集要領

各実施機関を構成団体とする、義援金募集（配分）委員会を組織し、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら応募について周知を図る。

（３）保管

個人、法人及び各種団体等から送付された被災者等に対する義援金は、各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管する。

（４）配分

各実施機関で受領した義援金は、これを一括し、義援金募集（配分）委員会において、配分方法を決定し、被災町を通じ被災者に配分する。

特定町及び指定使途寄付金については、寄付者の主旨を体し速やかに配布する。

２．義援物資の受け入れ

（１）町及び県は、関係機関の協力を得ながら、避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達の状況を踏まえ、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに、報道機関やホームページを通じて、国民に公表する。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。

（２）町は、避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行うよう努める。

第４章　　災害復旧計画

この計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、改良工事を図り、将来の災害に備える事業の対策について計画し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第１節　　公共土木施設災害復旧事業計画

１．河川公共土木施設事業復旧計画

長期に亘る豪雨又は異常集中豪雨等による洪水、氾濫のために河川護岸の決壊、溢流、或いは堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地その他に災害を蒙った場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるが、その後の復旧事業については、次のように計画をたてる。

（１）県管理の河川については、被害の概要を速やかに県北振興局へ報告し、早期復旧方を要請する。

（２）災害の程度により緊急の度合いに応じて県へ緊急査定あるいは本査定を要望する。

（３）被害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。

（４）復旧計画にあたっては、被災原因を基礎にして再度被害を受けないように慎重に検討し、災害箇所の復旧のみにとらわれず、前後の一連の関係を考慮にいれ、関連工事又は助成工事等により極力改良的復旧が実施できるよう計画するものとする。

（５）査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう事業費割当の促進を図る。

（６）査定外の災害で将来再び出水等の際に弱点となり、被害の因をなすと考えられるものについては町単独災害として復旧する。

２．海岸公共土木施設災害復旧

港湾公共土木施設事業災害復旧

漁港公共土木施設事業災害復旧

台風あるいは高潮等により海岸堤防や護岸が決壊し、又浸蝕により内陸部の公共施設、特に道路、鉄道、公共建物、又は住家、耕地等に甚大な被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるよう応急対策を講ずるが、その後の全面的復旧に当たっては、以下述べる手続きや段階を経て復旧する。

（１）被害の状況程度、緊急度合に応じて県を通じて主管省へ緊急査定或いは本査定を要請する。

（２）被災原因を詳細にし査定に必要な測量、設計を直ちに実施する。

（３）復旧計画に当たっては、被災原因を究明し、再災害の防止改良、関連工事等を配慮の上実施する。

（４）査定完了後は緊急度により重点的に復旧に当たり、極力現年度に多く完了す

る様に努力する。
（５）査定外の災害は、町単独事業として実施する。
（６）県管理の施設については、被災概要を県へ報告し、早期復旧方を要請する。

３．砂防施設事業復旧計画
砂防施設の災害復旧はその全部を県が施工することになっているので災害発生後直ちに、被災概要を県へ報告し、早期復旧方を要請する。

４．道路公共土木施設事業復旧計画
道路、橋梁等の公共土木施設の災害復旧については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて３ヶ年で復旧するよう計画をたてる事になっているが、１件１３万円以上６０万円未満の箇所は町単独により復旧する。

第２節　農林水産業施設災害復旧事業計画

災害復旧の実施にあたっては、第１節「公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施行するものとする。

第３節　住宅災害復旧事業計画

公営住宅の災害復旧については、住民生活安定のため迅速かつ適切な復旧計画により、公営住宅、共同住宅の建設又はこれらの補修を図るものとする。

第４節　文教施設災害復旧事業計画

文教施設の災害は、児童生徒の生命保護ならびに正常な教育実施の観点から査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。

１．再度災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造り、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。

２．災害防止上必要がある場合は設置箇所の移転等についても考慮する。

第５節　社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し、早急に復旧を図るものと

する。

第６節　　上水道・下水道災害復旧計画

上水道・下水道の災害復旧にあたっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、飲料水等の給排水対策とあいまって早期に復旧を図るものとする。

第７節　　災害応急融資計画

１．中小企業資金融資計画

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

（１）被害額の調査

災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握するものとする。

（２）緊急連絡会の開催

県、関係金融機関、信用保証協会等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図るものとする。

（３）政府系金融機関に対する災害特別融資の指導あっせん

被災中小企業者に対し、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等の政府系金融機関の災害特別融資の指導あっせんを行うとともに必要な利子補給を行う。

２．農林漁業資金融資計画

災害時の農林漁業者に対する融資対策は次のとおりとする。

（１）災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握するものとする。

（２）「天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）に基づく政令により、同法の適用災害として低利融資の農林漁業経営資金の融資が行われることになるが、政令公布後、資金の貸付実行までには、相当期間を要するので、この間応急対策として当該災害の規模に応じ、県において「つなぎ資金」の措置を講ずるものとされている。

第８節　　生業資金の確保に関する計画

１．生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社会福祉協議会は、民生委員児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て被災世帯に対し、自立更生を目的とした資金の融資を行う。

（１）貸付対象

災害により住家や、主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

ア　低所得世帯であること。

イ　貸付によって独立自活できる世帯であること。

ウ　必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯であること。

（２）貸付限度額及び償還期限

ア　貸付限度額　　原則１５０万円

イ　据置期限　　半年以内

ウ　償還期限　　７年以内

エ　貸付利子　　連帯保証人あり　無利子、連帯保証人なし　年１．５％

（３）貸付条件

ア　連帯保証人　　原則１人（※ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可）

イ　延滞利子　　年３．０％

（４）提出書類（申込先：町社会福祉協議会及び民生委員児童委員）

ア　借入申込書

イ　世帯全員証明の住民票（３か月以内のもの）

ウ　罹災証明書（町長の証明書）

エ　所得証明書

オ　復旧工事にかかる見積書等

（５）その他

貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には5,800,000円とし、償還年数は１５年とする。

２．母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）に基づいて県が貸付を行う。

（１）貸付対象

ア　母子福祉資金貸付金

母子家庭の母（配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に２０歳未満の児童を扶養している者）。配偶者のない女子が扶養している児童。父母のない２０歳未満の児童。母子・父子福祉団体。

イ　父子福祉資金貸付金

父子家庭の父（配偶者と死別した男子であって、現に婚姻していない者及びこれに準ずる男子で、現に２０歳未満の児童を扶養している者）。配偶者のない男子が扶養している児童。父母のいない２０歳未満の児童。母子・父子福祉団体。

ウ　寡婦福祉資金貸付金

寡婦（かつて、母子家庭の母であった者）。４０歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体。

（２）貸付申込みの受付

町役場町民課福祉係で行う。

（３）その他

災害による被害を受けた者に対する事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金については、その被害を受けた種類及び程度に応じて措置期間を２カ年以内に延長することができ、その期間中は無利子とする。

（４）母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付一覧表（災害関連分）

資　金　名	貸付金額の限度	据置期間	償　還　期　限
事業開始資金	個人貸付　3,030,000 円	１年	７年以内
	団体貸付　4,560,000 円	１年	７年以内
事業継続資金	個人貸付　1,520,000 円	６カ月	７年以内
	団体貸付　1,520,000 円	６カ月	７年以内
住　宅　資　金	1,500,000 円 （但し、災害老朽化等による増改築の場合　2,000,000 円）	６カ月	６年以内 （災害７年以内）

（注）１．償還方法　　月賦又は半年賦もしくは年賦による。

２．利　　子　　利率　　事業開始資金　連帯保証人有　無利子
連帯保証人無　年 1.0%
事業継続資金　連帯保証人有　無利子
連帯保証人無　年 1.0%
住宅資金　連帯保証人有　無利子
連帯保証人無　年 1.0%

３．表中の据置期間は一般の場合。

３．生活保護

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の適用

４．災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

（１）支給及び貸付対象

自然災害による被害のみを対象とする。

（２）災害弔慰金

死亡者が生計維持者の場合５００万円、その他の者の場合２５０万円を支給する。

（３）災害障害見舞金

自然災害により重度の障害（労働災害補償保険法に定める１級程度の障害）を受けた住民に対し、生計維持者の場合２５０万円、その他の者の場合１２５万円を支給する。

（４）災害援護資金の貸付

貸付条件

（ア）世帯主が負傷（療養期間１カ月以上）し、次のいずれかに該当する場合

・家財の損害(価格の 1/3 以上の被害)及び住居の損害がない場合　１５０万円

・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　２５０万円

・住居が半壊した場合　２７０万円

・住居が全壊した場合　３５０万円

（イ）世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合

・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　１５０万円

・住居が半壊した場合　１７０万円

・住居が全壊した場合　２５０万円

・住居の全体が滅失し、もしくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合　３５０万円

（ウ）利息　年３％（据置期間中無利子）

（エ）据置　３年　償還７年

（オ）所得制限

町民税、所得税の課税標準額を世帯状況に応じ、次のように定める。

１人世帯のときは２２０万円、２人であるときは４３０万円、３人であるときは６２０万円、４人であるときは７３０万円、５人以上であるときは７３０万円にその世帯に属する者のうち、４人を除いた者１人につき３０万円を加算した額。

（５）国県市町の負担割合

ア	弔慰金	国　2/4	県　1/4	市町村　1/4
イ	障害見舞金	国　2/4	県　1/4	市町村　1/4
ウ	貸付金	国　2/3	県　1/3	市町村　なし

第９節　　住宅災害の復旧対策に関する計画

１．住宅災害についての情報収集

（１）住宅災害速報の提出

被害状況を適格に把握し、住宅の災害対策の万全を期すため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した場合は、直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書（別紙様式）を提出する。

２．住宅災害の復旧対策

（１）公営住宅法による災害公営住宅の建設

ア　適用される災害

・天然災害の場合は災害により減失した住家の戸数が被災地全域で５００戸以上、又は一市町で２００戸以上若しくはその区域内前住宅の１割以上

・火災の場合は火災により減失した住家の戸数が被災地全域で２００戸以上、又は一市町の１割以上

イ　事業主体

原則として町

ウ　国庫補助

災害により減失した住宅戸数の３割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の2/3

（２）公営住宅法による既設公営住宅の復旧（再建設と補修）

ア　適用基準

一戸当りの復旧費が１１万円以上のものを対象として一事業主体内で合計１９０万円以上になった場合

イ　国庫補助

再建、補修共1/2

（３）独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅の建設、購入、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付制度

ア　貸付の対象となる災害

独立行政法人住宅金融支援機構法に規定される機構及び主務大臣の協議により決定された災害について適用される。

３．住宅の被害区分

被害の区分		被　害　の　程　度
減失	全　壊 全流失 全　焼	住宅の主要構造部の損害額が「その住宅全体の時価」に対する比率が５０％以上のもの
損傷	半　壊 半流失 半　焼	上の比率が２０％以上５０％未満
	その他	上記以外の住宅災害
床上浸水		住宅の床上以上に浸水し、日常生活を営むことができない状態

別紙

住　宅　災　害　報　告　書

作成年月日　　年　　月　　日

市町村名

作成者名　（　　課）

１．災害の概要

災　害　名		発生年月日	
災害の概要と特徴			
住宅以外の災害の概要			
住宅対策として現在までにとった措置			
住宅対策として今後予定している措置			
国に対する要望			

第５章　　原子力災害予防計画

この計画は、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、玄海原子力発電所で同様の原子力災害が万が一に発生した場合に備え、予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策の実施に努めることを目的とし、次の計画を定める。

なお、本計画に定めのないものは、町地域防災計画等に基づくものとする。

第１節　　情報収集及び連絡体制計画

町は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、県、関係市町及びその他防災関係機関との間において各機関相互の情報収集・連絡体制の整備充実を図る。

第２節　　緊急時モニタリング計画

町は、緊急時に県が行う緊急時環境放射線モニタリングについて、協力体制の整備を図るとともに、平常時から緊密な連携を図る。

第３節　　広域防災体制計画

町は、長崎県県北区域防災相互応援協定に基づく広域的な応援体制等により、災害による被害の防止又は軽減を図る。

第４節　　避難収容活動体制計画

玄海原子力発電所から３０ｋｍ圏内の関係市の住民において、原子力災害が発生した場合、最終的に３０ｋｍ圏外への避難が可能となるよう、町は避難受入を行う。

１．避難所の指定

避難施設及び避難地域は次のとおりとする。

避難施設	避難対象区域	地区名	集合場所（集団避難時）
1　東彼杵町農村環境改善センター 2　大野原周辺地区集会所 3　東彼杵町総合会館 4　彼杵児童体育館 5　千綿児童体育館 6　東彼杵町教育センター分室 7　農民研修センター 8　蕪みどり集会施設 9　東彼杵町立　東彼杵中学校 10　東彼杵町立　旧千綿小学校 11　東彼杵町立　彼杵小学校 12　東彼杵町立　旧音琴小学校 13　東彼杵町立　旧大楠小学校 14　東彼杵町立　千綿小学校 15　大音琴公民館 16　浦公民館 17　川内公民館 18　坂本コミニュティセンター 19　蔵本構造改善センター 20　下三根集落センター 21　樋口農事研修施設 22　上杉公民館 23　赤木集落センター 24　菅無田農事研修施設 25　蔭平営農研修施設 26　中尾公民館 27　橋ノ詰公民館 28　太ノ浦公民館 29　太ノ原公民館 30　八反田公民館 31　東宿コミニュティセンター 32　東部地区コミニュティセンター 33　中岳集落センター 34　里農事研修施設 35　平似田農事研修センター 36　遠目公民館 37　木場農事研修施設 38　一ッ石農事研修施設 39　小音琴公民館 40　法音寺公民館 41　駄地公民館	松浦市	今福	今福小学校 今福中学校
		調川	調川小学校 調川中学校
		志佐	志佐小学校 志佐中学校 県立松浦高等学校
		上志佐	上志佐小学校

２．住民への周知

町は、避難者を受け入れる避難所について、町広報誌等により日頃から住民への周知徹底に努める。

３．住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、住民に対する災害情報等を迅速かつ適切に伝達するための体制の整備を図る。

また、県、関係市町及び防災関係機関と連携した防災訓練を実施し、情報伝達体制の確立を図る。

第６章　原子力災害応急対策計画

この計画は、原子力災害に際して必要な支援を図ることを目的とし、次の計画を定める。

第１節　支援活動計画

町は、災害情報を迅速かつ確実に収集し、避難受入等速やかな支援活動を実施するものとする。

１．活動体制の確立

避難受入について速やかに必要な体制をとるとともに、関係機関と密接な連携を図り、避難所の設置等、必要な支援を行う体制をとることとする。

町は、特定事象発生の連絡を受けた場合の災害対策本部等の設置基準は、以下のとおりとする。

災害対策本部等の組織及び事務分掌は町地域防災計画書のとおりとする。

（１）災害警戒本部

町は、特定事象発生の通報を受けた場合又は町長が特に必要と認めた場合、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置し、職員の非常参集、情報の取集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県、関係市町及び防災関係機関と連携し警戒態勢をとるものとする。

（２）災害対策本部

町は、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

２．避難等防災活動

避難を受け入れる場合、必要な協力を次のとおり行う。

（１）関係市において避難の指示等が発令された場合、防災情報提供システム・広報車等を利用して避難指示が発令された旨、町内での避難等の住民の受入れを行う旨及び不要不急の車両の運転を控える旨の広報を実施する。

（２）避難計画に定める指定避難場所を提供し、指定避難場所で関係市の職員の補助を行うなど、関係市に対し必要な協力を行う。
（３）避難住民の避難場所までの速やかな移動を実現するため、主要避難経路から避難施設までの間の誘導に協力する。
（４）避難者の救護所を東彼杵町内の公的施設に置く。

３．関係市の行政機能の移転
関係市の庁舎が避難対象区域に該当する場合は、東彼杵郡内の公的施設等へ行政機能を移転するものとする。
なお、機能の移転にあたっては、住民避難を優先したうえで実施する。

第２節　緊急時モニタリング活動計画

町は、必要に応じ県が行う環境資料の採取・運搬・空間放射線等の緊急時モニタリング活動に協力をすることとする。

第３節　医療活動等計画

町は、避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の原子力災害医療に協力をすることとする。

第４節　飲料水、飲食物の摂取制限計画

原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、次の必要な措置をとることとする。

１．飲料水、飲食物の摂取制限
国の指導・助言等に基づき汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じ、措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努めることとする。

２．農林水産物の採取および出荷制限
農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、農林畜水産物等の出荷制限等について、県からの指示内容を周知するとともに、当該措置を講じるよう指示することとする。また、措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努めることとする。

３．飲料水の供給
飲食物の摂取制限等の措置を指示した時は、必要に応じて町地域防災計画に基づいて、住民への応急給水等の措置を講じることとする。

第５節　　住民等への的確な情報伝達活動計画

１．住民等への的確な情報伝達活動

（１）要配慮者への配慮等

住民等への情報提供を図るため、防災情報提供システム、広報車等あらゆる手段を用いて情報提供をすることとし、情報提供にあたっては、高齢者、障害者、外国人、妊産婦その他の要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

（２）情報内容の確認

テレビ、ラジオ、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努めることとする。

第６節　文教対策計画

公立の学校等は、町長からの要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援することとする。

学校等は的確な情報の把握を行い、原子力災害における児童・生徒の安全を確保するとともに、必要に応じ臨時休校等の措置を実施し、学校施設の管理及び円滑な学校教育の実施に努めることとする。

第７章　　災害復旧対策計画

第１節　　風評被害等の影響の軽減

原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施することとする。

第２節　　心身の健康相談活動

住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行うこととする。

第３節　放射性物質による汚染の除去等

町に関連する放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業が必要となった場合は、町は、県、国、関係市町、原子力事業者、その他防災関係機関と連携してその支援に努めることとする。

第８章　　複合災害対策計画

この計画は、東日本大震災を踏まえ、原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合（以下「複合災害」という。）を想定し、応急対策に当たるうえで体制及び留意点を整理するとともに、複合災害発生時においては、災害対応が可能な安全施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。

第１節　　活動体制計画

複合災害における災害対策本部等の設置基準、配備体制等については、町地域防災計画によることとし、これに従い適切な活動体制を構築することとする。

第２節　住民への情報提供、相談体制計画

自然災害により広報が伝わりにくくなることが想定されるとき、町は、住民等の不安解消や混乱の防止の為、被災の状況等についてあらゆる媒介を活用して広報に努めることとする。

第３節　　避難等計画

道路の寸断や障害物による道路幅の現象等が想定又は確認できるとき、町は、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保したうえで、予め定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行うこととする。

第４節　　防災設備・器材の損壊時の対応

医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害により必要な要因又は資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合、町長は、県内市町をはじめとした相互及び関係団体等との協力により、体制確保を図ることとする。